

たかしま障がい者プラン

障がい者計画（第3次）

障がい福祉計画（第7期）

障がい児福祉計画（第3期）

令和6年3月

高 島 市

はじめに

高島市では、人と人が支え合い、誰もがわけへだてなく心と心を「つむぎ」あい、「あたたかい・やさしい・おもいやり」のあるまちづくりを目指し、平成30年3月に「高島市障がい者計画（第2次）」を策定し、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現や障害福祉サービス等の充実に取り組んでまいりました。とりわけ、障がいのある人の重度化や高齢化、医療的なケアに対応する事業所が増えたことにより、障がいのある人にとって安心して生活できるまちづくりは進みつつあります。



一方、国においては、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の改正をはじめ、様々な法整備や制度改正が進められ、障がいのある人を取り巻く環境は大きく変化しております。

このような中、「高島市障がい者計画（第2次）」が計画の終期を迎えたことから、国の動向や社会情勢の変化、市民のニーズ等を踏まえ、新たに「たかしま障がい者プラン」（「高島市障がい者計画（第3次）」「高島市障がい福祉計画（第7期）」「高島市障がい児福祉計画（第3期）」）を策定いたしました。

本計画では、これまでの計画の基本理念である、「人としての尊厳と自立の尊重」「障がいのある人の意思決定に配慮した生活の質の向上」「障がいのある人もない人もみんなで参加する住みよい地域社会づくり」を継承しつつ、障がいのある人が直面する課題に向き合いながら、誰もが住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、総合的かつ計画的に各施策を推進してまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました皆様、貴重なご意見やご提言をいただきました策定委員会、障がい者自立支援協議会、関係機関、団体の皆様に心からお礼を申し上げますとともに、今後の計画の推進につきまして、より一層のお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

令和6年3月

高島市長

福井正明

目 次

第1章 計画策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の性格と位置づけ	2
3	計画の対象	3
4	計画の期間	3
5	計画の策定体制等	4

第2章 障がいのある人の現状

1	障がいのある人の推移	6
2	障がいのある人の社会参加の現状	9
3	障がいのある人への生活支援の現状	12
4	アンケート調査の実施概要	20

第3章 計画の基本的な考え方

1	基本理念	21
2	重点課題	22
3	各分野に共通する横断的視点	22
4	施策の体系	25

第4章 施策の推進

1	地域福祉の推進	26
2	総合支援体制・情報提供の充実	31
3	療育・教育の推進	39
4	保健・医療サービスの充実	46
5	福祉サービスの充実	54
6	雇用・就労の促進	68
7	生活環境の整備	73
8	安全・安心の確保	76
9	社会参加の促進	80
10	権利擁護・虐待防止	85

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1	障害者総合支援法等の概要	89
2	障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本方針	90
3	令和8年度までの目標	91

4	障害福祉サービス等に関する見込量	96
5	障害児通所支援等に関する見込量	106

第6章 計画の推進

1	庁内関連機関の連携	109
2	関係機関との連携	109
3	人材の育成・確保	109
4	財源の確保	109
5	計画の進行管理	110
6	計画の弾力的な運用	110

参考資料

1	用語解説	111
2	策定経緯	124
3	策定委員会規則	125
4	委員名簿	127

注) 本文中の※は、用語解説があります。

…「障がい」と「障害」の表記…

この計画では、「障がい」と「障害」の表記を併用しています。

「障害」は、「^{しょうがい}障^{しょうがい}碍」と「^{しょうがい}障^{しょうがい}礙」の両表記の代用表記であるため、近年、社会的な用語の使用として「障がい」と表記することが一般化してきています。このことについて、本計画策定委員会においても議論し、本計画では「障がい」と表記することとしました。ただし、法令上の用語として使用されているものや固有名詞に限り「障害」の表記を使用しています。

第1章 計画策定にあたって

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

平成23年8月に障害者基本法が改正され、障がいの有無にかかわらず人格と個性を尊重する共生社会の実現を目指すことが掲げられました。平成25年4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、平成28年4月には障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

その後も、令和3年9月には「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」、また、令和4年5月には「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」が施行されるなどの法整備が進められてきました。

高島市では、令和3年3月に「高島市障がい者計画（第2次）」の中間見直しと、「高島市障がい福祉計画（第6期）」および「高島市障がい児福祉計画（第2期）」の策定を行い、計画的な障がい福祉施策の推進を図ってきました。

近年の急激な人口減少社会の到来、災害時や感染症の流行時等における安全・安心の意識の高まりの中で、人と人とのつながりの希薄化への対応や市民協働・住民参加の更なる推進が求められています。

このような状況を踏まえ、地域の中で障がいのある人が人格と個性を尊重され、あるいは、障がいの有無にかかわらず、お互いに支え合い安心して充実した生活を送ることができる社会の実現に向け、障がい者福祉施策を総合的・計画的に推進する必要があります。

そこで、これまでの計画の進捗状況および目標数値の検証と、国の指針や県の計画および近年行われた障がい者制度改革等を踏まえ、たかしま障がい者プランとして、「高島市障がい者計画（第3次）」、「高島市障がい福祉計画（第7期）」および「高島市障がい児福祉計画（第3期）」を策定します。

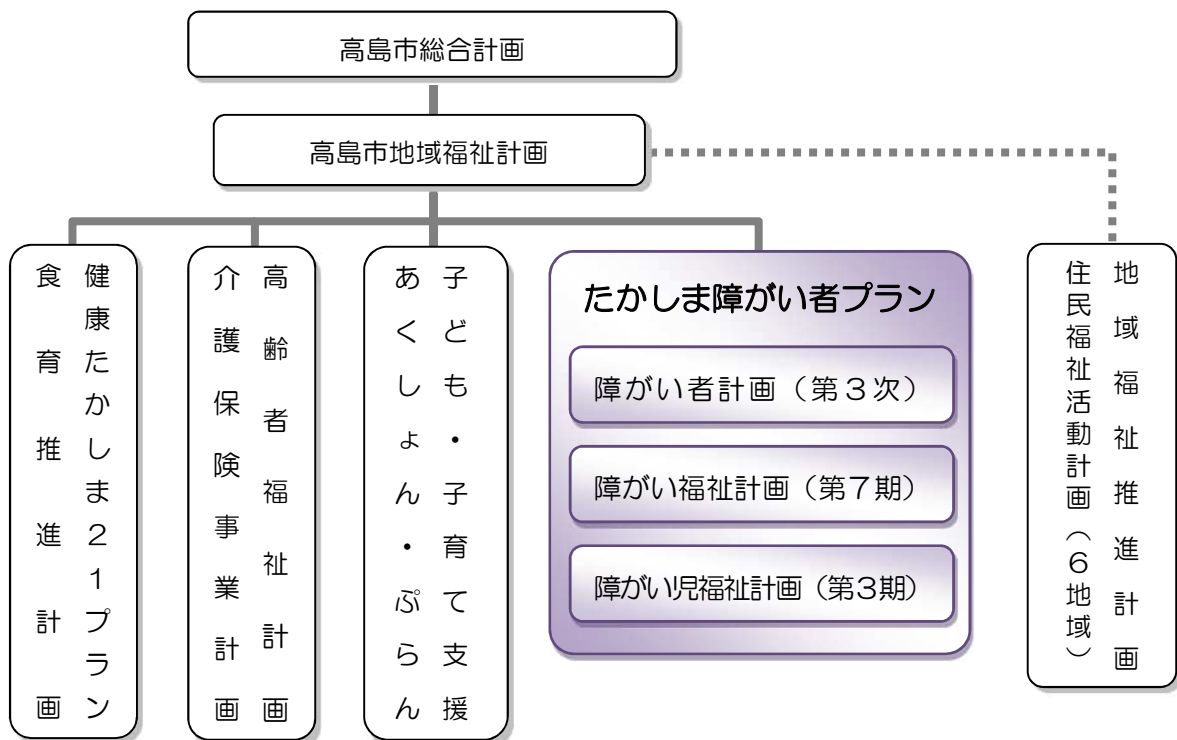
2 計画の性格と位置づけ

「高島市障がい者計画」は、障害者基本法に基づく、市の障がいのある人のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本計画です。また、「高島市障がい福祉計画」および「高島市障がい児福祉計画」は、障害者総合支援法および児童福祉法に基づく、サービスの必要量を定めるとともに、その提供体制の確保を図るための計画です。

これらの3つの計画を一体的に策定することにより、障がい者施策の総合的な取り組みを推進するとともに、障がいのある人の生活支援と障害福祉サービスの充実を図ります。

項目	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 所管：内閣府	障害者総合支援法 所管：厚生労働省	児童福祉法 所管：子ども家庭庁
性格	- 障がい者の自立および社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図る、障がい者のための施策に関する基本的な計画（障害者基本法第11条） - 長期的な見通しに立って効果的な障がい者施策の展開を図る計画	各年度における障害福祉サービス、相談支援体制および地域生活支援事業について、必要な見込量を算出し、その見込量を確保するための方策を定める計画	障害児通所支援および障害児相談支援の提供体制の確保、その他障害児通所支援および障害児相談支援の円滑な実施に関する計画
位置づけ	国の「障害者基本計画」および滋賀県の「障害者プラン」を基本とした高島市総合計画の部門計画	- 障害者総合支援法第87条に規定される、厚生労働大臣が定める基本指針に即して策定される - 障害者総合支援法第88条に基づく、障がい福祉計画の「福祉サービスの充実」を中心とした施策の具体的な数値目標	- 児童福祉法第33条の19に規定される、内閣総理大臣が定める基本指針に即して策定される - 児童福祉法第33条の20に基づく、障害児通所支援および障害児相談支援のサービス量の見込みやその確保の方策などを定める実施計画
前計画	高島市障がい者計画（第2次） H30～R5	高島市障がい福祉計画（第6期） R3～R5	高島市障がい児福祉計画（第2期） R3～R5
新計画	高島市障がい者計画（第3次） R6～R11	高島市障がい福祉計画（第7期） R6～R8	高島市障がい児福祉計画（第3期） R6～R8

■ 市の各計画との関係性



3 計画の対象

この計画の対象は、身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がい※を含む）、その他の心身の機能の障がいがある人および難病※患者であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける状態にある人としてします。

4 計画の期間

障がい福祉計画、障がい児福祉計画の計画期間は、国の基本指針に基づき、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

障がい者計画の計画期間は、中期的な計画として定めるため令和6年度から令和11年度までの6年間とし、障がい福祉計画、障がい児福祉計画と整合を図るため、3年目に見直しを行います。

5 計画の策定体制等

(1) 障がい者計画等策定委員会

本計画は、学識経験者、医療、保健および地域福祉の関係者、障がい者団体、福祉関係法人、教育、職業相談・雇用促進の関係者による「高島市障がい者計画等策定委員会」において、審議、検討を行いました。

(2) 障がい者計画等策定プロジェクト会議

本計画は、教育、保健、子育て、地域福祉の市所管課、障がい者相談支援センターの関係者による「高島市障がい者計画等策定プロジェクト会議」において、計画の立案および検討を行いました。

(3) 障がい者自立支援協議会※との連携

本計画は、「高島市障がい者自立支援協議会」において、地域課題の共有、協議検討を行い、計画案について意見の取りまとめを行いました。

（４）関係部署との連携

本計画の策定にあたって、市関係部署に対し施策シートの作成を依頼し、そのシートに基づき関係部署のヒアリングを実施し、施策の方向性の連携、意見の取りまとめを行いました。

（５）アンケート調査の実施

本計画の策定にあたって、障がいのある人の日常生活、就学、就労、障害福祉サービス、地域生活支援事業※のニーズ、障がい者施策、権利擁護に関すること、災害時の対応などに関するアンケートを実施しました。

また、市政モニターにアンケートを実施し、障がい福祉施策に関する意見を把握しました。

（６）ヒアリング調査の実施

本計画の策定にあたって、障がい者団体や障害福祉サービス提供事業者のヒアリング調査を実施し、障がい福祉に関する具体的なニーズや問題点などを把握しました。

(7) パブリックコメントの実施 ●●●●●●●●●●

本計画の案を公表し、それに対する意見を募集し、計画に反映させるためにパブリックコメントを実施しました。



第2章 障がいのある人の現状

第2章

障がいのある人の現状

1 障がいのある人の推移

(1) 人口の推移

本市の人口が減少傾向にある中で、市の人口に対し障がいのある人が占める割合は増加傾向にあります。

障がい別の人口比率をみると、身体障がいのある人は、平成31年に比べ0.1ポイント上昇し、令和5年には4.7%を占めています。

知的障がいのある人は、平成31年に比べ0.2ポイント上昇し、令和5年には1.5%を占めています。

精神障がいのある人は、平成31年に比べ0.2ポイント上昇し、令和5年には0.9%を占めています。

人口および障害者手帳交付者数の推移

() 内は人口比率

項 目	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
高島市人口	48,669人	47,940人	47,226人	46,687人	46,228人
身体障がいのある人	2,225人 (4.6%)	2,205人 (4.6%)	2,211人 (4.7%)	2,186人 (4.7%)	2,165人 (4.7%)
知的障がいのある人	652人 (1.3%)	684人 (1.4%)	696人 (1.5%)	686人 (1.5%)	697人 (1.5%)
精神障がいのある人	355人 (0.7%)	356人 (0.7%)	363人 (0.8%)	385人 (0.8%)	396人 (0.9%)

資料：滋賀県障害者手帳照会システム（各年3月31日現在）

(2) 身体障害者手帳※交付者数の推移

ア 障がいの種類別手帳交付者数の推移

障がいの種類別にみると、肢体不自由のある人が過半数を占め、令和5年には1,162人となっており、平成31年に比べると75人減少しています。また、身体障害者手帳交付者数が減少する中、内部障がいのある人は、平成31年に比べ27人増加しています。

障がい種類別身体障害者手帳交付者数の推移

項 目	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
視覚障がい	134 人	132 人	133 人	129 人	124 人
聴覚・平衡機能障がい	182 人	177 人	172 人	175 人	180 人
音声・言語・そしゃく機能障がい	25 人	23 人	27 人	24 人	25 人
肢体不自由	1,237 人	1,228 人	1,203 人	1,179 人	1,162 人
内部障がい	647 人	645 人	676 人	679 人	674 人
計	2,225 人	2,205 人	2,211 人	2,186 人	2,165 人

資料：滋賀県障害者手帳照会システム（各年3月31日現在）

イ 障がいの種類別・障がい等級別手帳交付者数の状況

障がいの等級については、１級および４級の人が多い状況です。最も人数の多い肢体不自由のある人は４級の人が多く、次いで人数の多い内部障がいのある人は１級の人が多い状況です。

障がいの種類別・障がい等級別身体障害者手帳交付者数の状況

項 目	視覚障がい	聴覚・平衡機能障がい	音声・言語・そ やく機能障がい	肢体不自由	内部障がい	計
1級	50 人	3 人	3 人	169 人	401 人	626 人
2級	39 人	45 人	2 人	182 人	9 人	277 人
3級	3 人	20 人	12 人	200 人	75 人	310 人
4級	7 人	30 人	8 人	355 人	189 人	589 人
5級	19 人	0 人	0 人	184 人	0 人	203 人
6級	6 人	82 人	0 人	72 人	0 人	160 人
計	124 人	180 人	25 人	1,162 人	674 人	2,165 人

資料：滋賀県障害者手帳照会システム（令和5年3月31日現在）

(3) 療育手帳※交付者数の推移 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

療育手帳交付者は、令和５年で 697 人となっており、18 歳以上が 587 人、18 歳未満が 110 人となっています。判定別には中軽度の人が最も多く、444 人となっています。

手帳の交付者は、全体に増加しており、平成31年に比べ、中軽度の人⁴が44人増加しています。

判定別療育手帳交付者数の推移

項 目	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
最重度 (A1)	120 人	124 人	127 人	122 人	253 人
重度 (A2)	132 人	135 人	134 人	128 人	
中度 (B1)	165 人	168 人	169 人	165 人	444 人
軽度 (B2)	235 人	257 人	266 人	271 人	
計	652 人	684 人	696 人	686 人	697 人

※令和 5 年から障がい程度の区分が「A（重度）」「B（中軽度）」に変更されています。

資料：福祉行政報告例（各年 3 月 31 日現在）

（４）精神障害者保健福祉手帳*交付者数の推移 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

精神障害者保健福祉手帳交付者は、令和 5 年で 396 人となっています。等級別では 2 級の人が最も多く 266 人となっています。

推移をみると、平成 31 年に比べ 41 人（11.5%）増加しています。

障がいの等級別精神障害者保健福祉手帳交付者数の推移

項 目	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
1 級	29 人	36 人	38 人	40 人	38 人
2 級	238 人	241 人	247 人	262 人	266 人
3 級	88 人	79 人	78 人	83 人	92 人
計	355 人	356 人	363 人	385 人	396 人

資料：滋賀県障害者手帳照会システム（各年 3 月 31 日現在）

（５）特定医療費（指定難病）医療受給者数 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

特定医療費（指定難病）医療受給者数は、平成 31 年と比べ 47 人増加し、小児慢性特定疾病医療受給者数は、平成 31 年と比べ 12 人減少しています。

特定疾患医療受給者数の推移

項 目		平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
指定難病	男	151 人	165 人	167 人	175 人	222 人
	女	209 人	208 人	208 人	223 人	185 人
	計	360 人	373 人	375 人	398 人	407 人
小児慢性特定疾病	男	26 人	28 人	26 人	21 人	20 人
	女	21 人	19 人	21 人	16 人	15 人
	計	47 人	47 人	47 人	37 人	35 人

資料：高島健康福祉事務所「湖西の健康福祉」（各年 3 月 31 日現在）

2 障がいのある人の社会参加の現状

(1) 保育・教育環境

ア 障がい児の保育・教育・療育※

児童発達支援施設（通園児数）の推移

施設名	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
カンガルー教室	41 人	40 人	30 人	39 人	33 人

資料：カンガルー教室（各年 4 月 1 日現在）

障がいのある子どもの受入数の推移

施設名		平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
保育園	園 数	3 か所	3 か所	1 か所	1 か所	0 か所
	障がい児数	9 人	9 人	1 人	2 人	0 人
認定こども園	園 数	10 か所	9 か所	12 か所	12 か所	11 か所
	障がい児数	32 人	28 人	59 人	60 人	64 人
幼稚園	園 数	2 か所	2 か所	0 か所	1 か所	1 か所
	障がい児数	3 人	3 人	0 人	1 人	1 人
放課後児童健全 育成事業	施設数	8 か所	10 か所	10 か所	10 か所	9 か所
	障がい児数	21 人	16 人	17 人	14 人	17 人

資料：幼児保育課（各年 4 月 1 日現在）

イ 特別支援学校

盲学校・聾話学校・特別支援学校の就学状況

種別	学校名	高島市民の在学者数			
		小学部	中学部	高等部	計
視覚障がい	滋賀県立盲学校	—	—	—	0 人
聴覚障がい	滋賀県立聾話学校	—	—	—	0 人
知的障がい	滋賀県立近江学園	—	—	1 人	1 人
	滋賀県立信楽学園	—	—	1 人	1 人
	滋賀県立北大津養護学校	—	—	2 人	2 人
	滋賀県立新旭養護学校	20 人	16 人	21 人	57 人
	滋賀大学教育学部附属特別支援学校	—	—	2 人	2 人
肢体不自由	滋賀県立新旭養護学校	5 人	4 人	2 人	11 人
計		25 人	20 人	29 人	74 人

資料：障がい福祉課（令和 5 年 4 月 1 日現在）

新旭養護学校の状況

項 目		高島市民の在学者数				
		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
知的障がい	小学部	20人	17人	19人	19人	20人
	中学部	13人	12人	16人	17人	16人
	高等部	17人	19人	15人	15人	21人
肢体不自由	小学部	4人	3人	4人	1人	5人
	中学部	—	1人	1人	4人	4人
	高等部	—	—	—	—	2人
小学部計		24人	20人	23人	20人	25人
中学部計		13人	13人	17人	21人	20人
高等部計		17人	19人	15人	15人	23人
合 計		54人	52人	55人	56人	68人

資料：新旭養護学校（各年4月1日現在）

ウ 小学校・中学校の特別支援学級※・通級指導教室※

児童・生徒が通う小学校・中学校の特別支援学級・通級指導教室の在籍状況

区分		在学者数										
		小学校							中学校			
		1年	2年	3年	4年	5年	6年	計	1年	2年	3年	計
特別支援学級	知的障がい	13人	1人	7人	5人	6人	5人	37人	6人	8人	8人	22人
	自閉症※・情緒障がい	4人	6人	3人	6人	6人	6人	31人	5人	4人	7人	16人
	弱視	—	—	—	—	1人	—	1人	—	1人	—	1人
	肢体不自由	—	—	—	—	—	2人	2人	—	—	—	0人
	病弱・身体虚弱	—	—	1人	—	—	—	1人	—	—	—	0人
	難聴	—	—	—	—	1人	—	1人	—	—	—	0人
通級指導教室	言語障がい	6人	11人	10人	9人	5人	7人	48人	—	—	—	0人
	発達障がい	6人	7人	8人	4人	—	5人	30人	1人	9人	4人	14人
計		29人	25人	29人	24人	19人	25人	151人	12人	22人	19人	53人

資料：学校教育課（令和5年5月1日現在）

(2) 就業状況

一般企業における障がいのある人の雇用の推移

区分	滋賀県		全国	
	実雇用率	雇用率達成 企業の割合	実雇用率	雇用率達成 企業の割合
平成 29 年度	2.13%	60.7%	1.97%	50.0%
平成 30 年度	2.23%	54.8%	2.05%	45.9%
令和元年度	2.28%	55.7%	2.11%	48.0%
令和 2 年度	2.29%	56.2%	2.15%	48.6%
令和 3 年度	2.33%	54.0%	2.20%	47.0%
令和 4 年度	2.46%	58.6%	2.25%	48.3%

資料：公共職業安定所（各年6月1日現在）

公共職業安定所に登録している障がいのある人の推移

区分	令和 3 年度				令和 4 年度			
	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	その他の障がいのある人	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	その他の障がいのある人
新規求職申込件数	15 人 (2 人)	16 人 (0 人)	40 人	6 人	8 人 (0 人)	16 人 (0 人)	48 人	7 人
年度末現在有効求職者数	63 人 (28 人)	56 人 (2 人)	112 人	13 人	69 人 (28 人)	66 人 (2 人)	135 人	13 人
紹介件数	10 人 (1 人)	16 人 (1 人)	61 人	5 人	16 人 (1 人)	22 人 (0 人)	85 人	17 人
就職件数	4 人 (1 人)	11 人 (1 人)	29 人	3 人	7 人 (1 人)	12 人 (0 人)	31 人	6 人

() は、うち重度

資料：公共職業安定所（各年度末現在）

3 障がいのある人への生活支援の現状

(1) 訪問系サービス

利用者数、利用時間とも、計画値を下回っていますが、増加傾向にあります。
また、一人あたりの利用時間に大きな変動はありません。

訪問系サービスの利用状況（月あたり）

上段：計画、下段：実数

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
居宅介護※ 重度訪問介護※ 同行援護※ 行動援護※ 重度障害者等包括支援※	利用者数	120 人	125 人	130 人
		95 人	98 人	104 人
	利用時間	1,900 時間	2,000 時間	2,100 時間
		1,326.5 時間	1,364.75 時間	1,481 時間

(2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスでは、生活介護※や就労継続支援※B型、放課後等デイサービス※の利用者が多くなっています。

日中活動系サービスの利用状況（人日：利用者数×日数）（月あたり）

上段：計画、下段：実数

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
生活介護	利用者数	180 人	180 人	180 人
		166 人	167 人	175 人
	必要な量/月 (利用日数)	3,400 人日分	3,400 人日分	3,400 人日分
		3,406 人日分	3,344 人日分	3,424 人日分
自立訓練※（機能訓練） 自立訓練（生活訓練）	利用者数	14 人	14 人	14 人
		6 人	6 人	1 人
	必要な量/月 (利用日数)	210 人日分	210 人日分	210 人日分
		134 人日分	96 人日分	17 人日分

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
就労移行支援※	利用者数	20 人	20 人	20 人
		4 人	6 人	8 人
	必要な量/月 (利用日数)	300 人日分	300 人日分	300 人日分
		69 人日分	93 人日分	127 人日分
就労継続支援（A型）	利用者数	10 人	10 人	10 人
		7 人	6 人	7 人
	必要な量/月 (利用日数)	200 人日分	200 人日分	200 人日分
		129 人日分	119 人日分	129 人日分
就労継続支援（B型）	利用者数	210 人	210 人	210 人
		195 人	201 人	193 人
	必要な量/月 (利用日数)	3,700 人日分	3,700 人日分	3,700 人日分
		3,703 人日分	3,720 人日分	3,240 人日分
就労定着支援※	利用者数	10 人	10 人	10 人
		6 人	7 人	6 人
療養介護※	利用者数	13 人	13 人	13 人
		12 人	12 人	12 人
	必要な量/月 (利用日数)	403 人日分	403 人日分	403 人日分
		372 人日分	369 人日分	359 人日分
短期入所※（福祉型）	利用者数	40 人	45 人	50 人
		16 人	30 人	30 人
	必要な量/月 (利用日数)	300 人日分	340 人日分	380 人日分
		148 人日分	186 人日分	208 人日分
短期入所（医療型）	利用者数	3 人	3 人	3 人
		0 人	3 人	4 人
	必要な量/月 (利用日数)	60 人日分	60 人日分	60 人日分
		0 人日分	9 人日分	40 人日分

第2章 障がいのある人の現状

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
児童発達支援※	利用人数	40 人	40 人	40 人
		34 人	34 人	33 人
	必要な量/月 (利用日数)	140 人日分	140 人日分	140 人日分
		63 人日分	70 人日分	84 人日分
医療型児童発達支援※	利用人数	1 人	1 人	1 人
		0 人	0 人	0 人
	必要な量/月 (利用日数)	5 人日分	5 人日分	5 人日分
		0 人日分	0 人日分	0 人日分
放課後等デイサービス	利用者数	80 人	80 人	80 人
		68 人	71 人	76 人
	必要な量/月 (利用日数)	1,100 人日分	1,100 人日分	1,100 人日分
		974 人日分	993 人日分	1,022 人日分
保育所等訪問支援※	利用者数	5 人	5 人	5 人
		4 人	3 人	6 人
	必要な量/月 (利用日数)	5 人日分	5 人日分	5 人日分
		5 人日分	3 人日分	10 人日分
居宅訪問型 児童発達支援	利用者数	1 人	2 人	3 人
		0 人	0 人	0 人
	必要な量/月 (利用日数)	1 人日分	2 人日分	3 人日分
		0 人日分	0 人日分	0 人日分

(3) 居住系サービス ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

共同生活援助※（グループホーム）については、利用者数は年々増えており、令和5年度の受入れ可能人数（定員）101 人に対し、95 人の利用となっています。施設入所支援※の利用者数は、ほぼ計画どおりとなっています。

居住系サービスの利用状況（月あたり）

上段：計画、下段：実数

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
共同生活援助	利用者数	100 人	100 人	100 人
		87 人	94 人	95 人
施設入所支援	利用者数	69 人	68 人	66 人
		66 人	66 人	64 人
自立生活援助	利用者数	3 人	3 人	3 人
		0 人	0 人	0 人

(4) 相談支援

計画相談支援※、障害児相談支援※を利用する人が年々増加しています。

今後、地域移行を進めていくにあたり、地域移行支援[※]や地域定着支援[※]を行う事業所の設置が望まれます。

相談支援の利用状況（月あたり）

上段：計画、下段：実数

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
計画相談支援	利用者数	450 人	450 人	450 人
		418 人	440 人	447 人
地域移行支援	利用者数	3 人	3 人	3 人
		0 人	0 人	1 人
地域定着支援	利用者数	2 人	2 人	2 人
		0 人	0 人	0 人
障害児相談支援	利用者	50 人	80 人	110 人
		63 人	73 人	90 人

（５）地域生活支援事業

ア 相談支援事業

基幹相談支援センター※として「障がい者相談支援センターコンパス」を設置し、地域の相談支援の拠点となり総合的な相談業務を行っています。また、障がい者自立支援協議会を設置し、定例会を隔月、全体会を年2回開催しています。

住宅入居等支援事業については、関係機関等と連携しながら対応しています。

成年後見制度※利用支援事業は、高島市成年後見サポートセンターと連携して取り組んでいます。

相談支援事業の利用状況

上段：計画、下段：実数

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
相談支援事業			
ア 障がい者相談支援事業 (総合相談支援事業所)	1 か所	1 か所	1 か所
	1 か所	1 か所	1 か所
回数	実 6,553 回	実 5,973 回	実 7,000 回
(特定相談支援事業所)	8 か所	8 か所	8 か所
	9 か所	9 か所	9 か所
イ 障がい者自立支援協議会	有	有	有
	有	有	有
相談支援機能強化事業	有	有	有
	有	有	有
住宅入居等支援事業	有	有	有
	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	3 人	3 人	3 人
	2 人	1 人	3 人
成年後見制度法人後見支援事業	有	有	有
	有	有	有

イ コミュニケーション支援事業

コミュニケーション支援事業については、計画を上回っています。

コミュニケーション支援事業の利用状況（月あたり）

上段：計画、下段：実数

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
手話通訳者設置事業	設置人数	1 人	1 人	1 人
		1 人	1 人	1 人
手話通訳者等派遣事業	利用者数	30 人	33 人	35 人
		32 人	40 人	39 人
手話奉仕員養成研修事業	研修	10 人	10 人	10 人
	修了者数	12 人	12 人	15 人

ウ 日常生活用具給付等事業

日常生活用具給付等事業の利用件数は、計画を上回っている用具種別もあります。

日常生活用具給付等事業の利用状況（年あたり）

上段：計画、下段：実数

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
介護・訓練支援用具	利用件数	4 件	4 件	4 件
		7 件	6 件	3 件
自立生活支援用具	利用件数	10 件	10 件	10 件
		7 件	5 件	2 件
在宅療養等支援用具	利用件数	18 件	18 件	18 件
		19 件	9 件	8 件
情報・意思疎通支援用具	利用件数	4 件	4 件	4 件
		15 件	22 件	21 件
排泄管理支援用具	利用件数	1,125 件	1,150 件	1,200 件
		1,203 件	1,116 件	1,233 件
居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	利用件数	4 件	4 件	4 件
		4 件	3 件	4 件

エ 移動支援事業※

移動支援事業については、事業所数、利用者数とも計画を下回っています。

移動支援事業の利用状況（月あたり）

上段：計画、下段：実数

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
移動支援事業	事業所数	8 か所	8 か所	8 か所
		6 か所	6 か所	6 か所
	利用者数	70 人	70 人	70 人
		49 人	52 人	55 人

オ 地域活動支援センター※事業

地域活動支援センター事業については、2 事業所で実施していますが、利用者数、利用回数とも増加しています。

地域活動支援センター事業の利用状況（月あたり）

上段：計画、下段：実数

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
地域活動支援センター事業	利用者数	100 人	100 人	100 人
		81 人	104 人	105 人
	利用回数	400 回	400 回	400 回
		343 回	477 回	500 回

カ その他の地域生活支援事業

① 日中一時支援事業※

日中一時支援事業については、事業所の開設・廃止に伴い、利用状況が変動しています。

日中一時支援事業の利用状況（月あたり）

上段：計画、下段：実数

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
日中一時支援事業	利用者数	70 人	70 人	70 人
		39 人	43 人	45 人
	利用回数	500 回	500 回	500 回
		302 回	336 回	280 回

②訪問入浴※サービス事業

訪問入浴サービス事業については、利用者が増加傾向にあります。

訪問入浴事業の利用状況（月あたり）

上段：計画、下段：実数

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
訪問入浴サービス事業	利用者数	5 人	5 人	5 人
		6 人	9 人	7 人

③福祉ホーム※事業

福祉ホーム事業については、令和2年度以降、利用がありません。

福祉ホーム事業の利用状況（月あたり）

上段：計画、下段：実数

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
福祉ホーム事業	利用者数	1 人	1 人	1 人
		0 人	0 人	0 人

④自動車改造費助成事業

自動車改造費助成事業については、計画どおり4件程度で推移しています。

自動車改造助成事業の利用状況（年あたり）

上段：計画、下段：実数

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自動車改造助成事業	利用件数	4 件	4 件	4 件
		2 件	5 件	4 件

⑤自動車運転免許取得費助成事業

自動車運転免許取得費助成事業については、令和5年度に1件利用がある見込みです。

自動車運転免許取得助成事業（年あたり）

上段：計画、下段：実数

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
自動車運転免許取得助成事業	利用件数	1 件	1 件	1 件
		0 件	0 件	1 件

4 アンケート調査の実施概要

(1) 調査の目的

本計画の策定にあたって、障がいのある人の日常生活、就学、就労、障害福祉サービス、地域生活支援事業のニーズ、障がい者施策、災害時の対応、権利擁護、権利侵害などについて把握し、計画に反映することを目的にアンケート調査を実施しました。

(2) 調査対象・期間・方法

	障がいのある人のアンケート	市政モニターアンケート
調査対象	・ 障害者手帳所持者 ・ 自立支援医療（精神通院）助成対象者 ・ 養護学校、特別支援学級在籍者 ・ 障害福祉サービス等受給者	市政モニター登録者
調査期間	令和5年7月27日から 令和5年8月21日まで	令和5年7月20日から 令和5年8月10日まで
調査方法	郵送および小中学校を通じて配布・回収	インターネットおよび郵送により配布・回収

(3) 回収状況

	障がいのある人のアンケート		市政モニターアンケート
	18歳以上	18歳未満	
配布数	1,424通	265通	747人
有効回収数	600通	98通	403人
有効回収率	42.1%	37.0%	54.0%

第3章 計画の基本的な考え方

第3章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

本市では、「高島市障がい者計画（第1次）」において、3つの理念を掲げて以降、これに基づき障がい者施策の推進を図ってきました。

そのため、本計画においても、「高島市障がい者計画（第2次）」、「高島市障がい福祉計画（第6期）」および「障がい児福祉計画（第2期）」の基本理念を継承し、次のとおりとします。

誰もが、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであることの理念にのっとり、すべての人が持っている力を最大限発揮し、自ら選択・決定しそれを実現できるよう、社会を構成する一員として相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会の実現を目指します。

人としての尊厳と自立の尊重

障がいのある人の意思決定に配慮した生活の質の向上

**障がいのある人もない人も
みんなで参加する住みよい地域社会づくり**



KOSEI 輝く芸術祭 出品作品

2 重点課題

障がい者計画等策定委員会などの各種委員会やアンケート調査、ヒアリング調査の結果を踏まえ、以下のとおり重点課題を設定し、計画を推進します。

- 障がいのある人の権利の確立と障がい理解の促進
- 相談支援環境の充実と支援体制の強化
- 育ちの場、学びの場の充実
- 住まいの場、活動の場、働く場の確保と充実
- 余暇活動および社会参加の促進

3 各分野に共通する横断的視点

（１）障害者権利条約の理念の尊重および整合性の確保

障がいのある人にかかる施策、事業等を策定し、実施するにあたっては、障害者権利条約の理念を尊重するとともに、障害者権利条約との整合性を確保することが重要です。

また、「インクルージョン※」を推進する観点から、障がいのある本人が適切に意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談の実施等による意思決定の支援とともに、言語その他の意思疎通のための手段を選択する機会の提供を促進します。

（２）社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティ※の向上

障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進めることにより、障がいのある人の社会への参加を実質的なものとし、障がいの有無にかかわらず、その能力を最大限に発揮しながら安心して生活できるようにする必要があります。そのため、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」等に基づき、社会的障壁の除去に向けた各種の取組みをより強力に推進し、社会のあらゆる場面でのアクセシビリティの向上を図ります。

また、障害者差別解消法、障害者雇用促進法に基づき、関係機関や障がい者団体をはじめとする様々な主体の取組みとの連携を図りつつ、事業者や市民の幅広い理解のもと、障がい者差別の解消に向けた取組みを積極的に推進します。

（３）当事者本位の総合的で分野横断的な支援

障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障がいのある人が各ライフステージにおいて適切な支援を受けられるよう、教育、福祉、医療、雇用等の有機的な連携のもと、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行います。

支援にあたっては、障がいのある人が直面する困難の解消だけでなく、障がいのある人の家族や介助者などへの支援についても留意する必要があります。

また、複数の分野にまたがる課題については、各分野の枠にとらわれることなく、関係する機関等が必要な連携を図り、総合的かつ横断的に対応する包括的な支援体制を整備していく必要があります。

（４）障がい特性等に配慮したきめ細かい支援

障がい者施策は、障がい特性、障がいの状態、生活実態等に応じた個別的な支援の必要性を踏まえて実施します。その際、外見からは分かりにくい障がいを持つ特有の事情を考慮するとともに、状態が変動する障がいは、症状が多様化しがちであり、一般に、障がいの程度を適切に把握することが難しい点に留意する必要があります。

また、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病、高次脳機能障がい※、盲ろう、重症心身障がい、その他の重複障がい等について、社会全体の更なる理解の促進に向けた広報・啓発活動を行うとともに、施策の充実を図る必要があります。

（５）障がいのある女性、子どもおよび高齢者の複合的困難に配慮したきめ細かい支援

障がいのある女性をはじめ、複合的に困難な状況に置かれた障がいのある人に対するきめ細かい配慮が求められていることを踏まえて障がい者施策を策定し、実施する必要があります。

また、障がいのある子どもには、早い段階から継続的な支援を行うことが必要であり、成人の障がい者とは異なる支援を行うことに留意しなければなりません。さらに、障がいのある高齢者にかかる施策については、障害者権利条約の理念も踏まえつつ、高齢者施策との整合性に留意して実施していく必要があります。

（６）持続可能な開発目標（SDGs）の視点を生かした取組みの推進

2015年に国連サミットにおいて、「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択され、貧困や格差、気候変動などの課題解決に向け、国連加盟国が2030

年までに取り組むべき17の目標が設定されました。

障がいのある人に関連する、目標3「すべての人に健康と福祉を」、目標4「質の高い教育をみんなに」、目標8「働きがいも経済成長も」、目標10「人や国の不平等をなくそう」、目標11「住み続けられるまちづくりを」、目標16「平和と公正をすべての人に」があてはまります。市はもとより、それぞれの立場から切れ目のない支援をし、持続可能な開発目標の達成に向けた取り組みにつなげます。



(7) PDCAサイクル等を通じた実効性のある取り組みの推進

「確かな根拠に基づく政策立案（Evidence-Based Policy Making）」の実現に向け、必要なデータ収集および統計の充実を図るとともに、障がい者施策のPDCAのサイクルを構築し、着実に実行します。また、当事者参画の推進に留意しつつ、当該サイクルを通じて施策の不断の見直しを行っていきます。

4 施策の体系



第4章 施策の推進

第4章

施策の推進

1 地域福祉の推進

障がいのある人が住み慣れた地域で、それぞれが役割と生きがいをもって自分らしく暮らしていくためには、公的なサービスの質や量を拡充するだけでなく、地域の人々とのつながりによる助け合いや支え合いが欠かせません。

そのため、本計画の上位計画である「高島市地域福祉計画」に則して地域共生社会の実現を目指し、地域における助け合いや支え合いを推進します。

(1) 障がいのある人に対する理解の促進 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

ア 啓発・広報の推進

【現状と課題】

啓発・広報については、障がい者自立支援協議会発達障がい部会、精神保健福祉部会で、地域住民や関係者に障がい理解を深めるための研修会や講演会、勉強会を実施しています。また、権利擁護部会においては、障がいのある人の権利擁護、虐待防止、差別解消を目指し、講演会や啓発DVDの作成、従事者研修等を行っています。

また、それ以外の場面においても、市民や支援者に向けた様々な取組みが行われています。滋賀県人権啓発活動ネットワーク協議会においては、啓発資材の貸出しを実施し、障がい理解を深める取組みが実施されています。

障がいのある人に対する人権侵害への対応として、人権擁護委員による特設人権なんでも相談、大津地方法務局による人権あんしん相談、高島市障がい者差別解消支援地域協議会による取組み等を行っています。

しかしながら、アンケートの結果によると、何らかの差別や偏見を「よく感じる」、「ときどき感じる」との回答が合わせて33.8%あります。3年前に行ったアンケート結果の33.0%からわずかに増えており、障がいに関する周知が進みつつあるものの、理解が十分に広がっていない現状が見られます。

今後も引き続き、これらの取組みを継続するとともに、障がい理解を深める機会をさらに増やしていく必要があります。

【今後の方針】

- ・ 障害者週間※を中心に、障がい者団体をはじめ障害福祉サービス事業所や関係機関とともに、障がいについて理解が深まる行事や広報・啓発を継続して実施します。
- ・ 障がいの有無にかかわらず参加できる取組みを推進することで、障がいのある人の社会参加を促進し、地域との交流をはじめ、多様な出会いの場や役割の創出など、あらゆる機会を通じ、地域住民の障がい理解を深めていきます。
- ・ 「障害者差別解消法」や「滋賀県障害者差別のない共生社会づくり条例」に基づき、障がいのある人への理解と差別防止に関する啓発を引き続き積極的に行い、障がいのある人に合理的配慮を行うことなどを通じて共生社会の実現を目指します。
- ・ ヘルプマーク※など、障がいのある人に関するマークの普及啓発を通じて、障がい理解と合理的配慮提供の機運を醸成していきます。
- ・ 障がいのある人の人権侵害に対応するため、関係機関と連携して、総合相談や専門相談の機会を設け、適切な助言、情報提供を行います。



ヘルプマーク

イ 人権教育・福祉学習の推進

【現状と課題】

障がい理解を深めるためには、子どもの頃からの福祉学習の積み重ねが大切であり、学校教育との連携が重要です。

市政モニターアンケートでは、障がい理解を深めるために必要なこととして、「学校教育で障がい理解を深める教育」との回答が、17.7%と最も多くなっています。

市内小中学校では様々な福祉学習が行われており、障がいのある人も同じ地域社会の一員として、ともに暮らしていく社会について学んでいます。

小学校では、視覚障がいのある人、聴覚障がいのある人、車いすを使用する人から、日常生活で困ることや生活の工夫の話を聞くなど、発達段階に応じた学習に取り組んでいます。

人権教育については、学校・家庭・地域の連携による推進を目指していますが、感染症の影響により研修や講座の多くが中止されていることから、学習機会の充実や学習情報の提供など、改めて学習環境を整えていく必要があります。

今後、より幅広い世代やより多くの人に対して、地域ぐるみの福祉学習を推進し、様々な障がいや福祉課題を学ぶ機会、障がいのある人との交流の場づくりを通し、人権や福祉への関心を高めていく取り組みが必要です。

【今後の方針】

- ・ 小中学校や認定こども園等における福祉学習、ボランティア学習を進めます。
- ・ 学習者、活動者と障がいのある人が出会い、ともに学び合える場づくりを行います。
- ・ 多様な市民が福祉学習に参加できるプログラムづくりを推進します。
- ・ 福祉学習の推進を図るため、関係者のネットワークづくりを進めます。
- ・ 人権教育では、さらに人権意識を高めるため、これまでの取り組みを検証しながら、より多くの市民に対して広く学習機会を提供できるよう、開催時間や日程、時期など学習方法を工夫します。
- ・ 住民福祉協議会での学習や出前講座を開催します。



（２）障がいのある人に対する地域での支援活動の促進 ● ● ● ● ● ● ● ●

ア 地域福祉活動の推進

【現状と課題】

地域社会のつながりが希薄化し、地域福祉に関する課題やニーズが複雑化、多様化している中で、地域の課題を他人事ではなく「我が事」として「丸ごと」受け止め、地域で支えあうことが大切です。

社会福祉協議会では自治会役員、民生委員・児童委員※、福祉推進委員会を中心に、地域で気になる人の見守りを行う「見守りネットワーク活動」を推進し、区・自治会、団体等で取り組みを行っています。地域の見守りにより早期にＳＯＳを発見し、必要な支援につなげる体制を構築するとともに、見守りを通じた関わりの中で住民相互の理解や支え合いが広がることが求められています。

また、中学校圏域ごとに設置されている住民福祉協議会や住民自治協議会では、主体的に地域課題を把握し、解決に向けた取り組みが行われています。

このように、誰もが住み慣れた地域でいつまでも安心して、自分らしく暮らせるような体制を整えることが必要です。

民生委員・児童委員における相談支援件数

項 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
総数	6,266 件	6,410 件	5,938 件
うち 障がい者に関すること	131 件	149 件	104 件

資料：福祉行政報告例第 40 表（各年度 3 月 31 日現在）

【今後の方針】

- ・ 地域助け合い活動を推進し、障がいのある人を地域で支える仕組みづくりを進めます。
- ・ 民生委員・児童委員をはじめ、見守りネットワーク、社会福祉協議会などの地域福祉関係団体と障害福祉サービス事業所との連携を図り、地域での福祉意識の向上と交流を推進します。また、住民福祉協議会、住民自治協議会との連携を進めます。
- ・ 「見守りネットワーク活動」による地域助け合い活動を推進します。
- ・ 社会福祉協議会のコミュニティワーカーや市の保健師を中心に、各地域を担当する専門職のネットワークとして設置する「くらし連携会議」において、個別の生活課題から見える地域課題や、その解決に資する社会資源についての共有、課題解決に向けた検討を行います。

イ ボランティア活動の振興

【現状と課題】

社会福祉協議会のボランティア・福祉学習センター※では、ボランティア活動の普及、活動支援等を通じた地域福祉の推進を担っています。また、中学校区ごとに設置された地区ボランティアセンターでは、住民福祉協議会と連動した活動が行われています。

たかしま市民協働交流センターでは、ボランティア活動、市民活動を応援する機関として、ボランティアを志す市民に対し、情報提供や学習会、活動のサポートなどを行っています。

このほか、NPO※法人が行う「たすけあい高島」など、地域の相互扶助の仕組みや、精神保健福祉ボランティアによる勉強会やサロン活動、障がい者施設でのボランティアの受入れなど、活動の輪が広がっています。

障がいのある人の地域生活を支援するうえで、ボランティア活動に気軽に参加できる環境づくりが重要ですが、ボランティアの高齢化や後継者不足、コーディネート機能の不足が課題となっています。

【今後の方針】

- ・ 地区ボランティアセンターや福祉を担うNPO・ボランティア団体等の活動を支援し、新たな団体の育成に努めます。
- ・ 障がい者施設では、利用者のニーズに合ったボランティアを募集します。
- ・ たかしま市民協働交流センターの活動を推進し、市民のボランティア意識やまちづくり志向の高揚を図ります。
- ・ ボランティア活動の情報提供やコーディネーターの養成など、ボランティア活動に気軽に参加できる環境づくりに努めます。



ウ 地域交流の推進

【現状と課題】

障害福祉サービス事業所では、地域と連携したイベントの開催や、地域行事等への物品貸出、模擬店出店、施設の開放、バザーなどが実施されています。また、区や自治会と合同での防災訓練の実施や、中学生の福祉体験実習の受入れなど、様々な機会を通じて地域交流が図られています。

他にも新旭養護学校では、学校行事や花の販売を通じて地域とのふれあいと交流が深められています。

障がい理解を深め、障がいのある人の地域生活を支援していくためには、地域の多様な場で交流する機会が重要ですが、感染症のまん延をきっかけに交流の機会が減少しています。

今後、これまでの取組みを継続、再開、さらには充実を図り、障がいのある人が交流の場に参加しやすい環境を整えていく必要があります。

【今後の方針】

- ・ 障害福祉サービス事業所の行事や取組みを地域に発信し、交流機会の充実を図ります。また、障がいのある人のための施設が地域の社会資源としても活かされるよう、地域への開放を進め、地域とのさらなる交流を推進します。
- ・ 障がいの有無や年齢などにかかわらず、様々な人が交流でき、障がいのある人が日常的に気軽に過ごせる居場所の確保を目指します。

イ 相談窓口の充実

【現状と課題】

アンケート結果をみると、悩みや困ったことの相談先として、最も回答が多かった「家族や親せき」、「友人・知人」を除くと、「施設・サービス事業所の職員」、「医療機関の職員」、「市役所の職員」、「相談支援事業所」の順で多くなっています。

これまで、総合的な相談窓口である障がい者相談支援センターコンパスを中心に、相談支援体制の充実を図ってきましたが、障がいのある人が抱える不安や悩み、困りごとは複雑化、多様化しており、相談支援のニーズは質・量ともに増加しています。このことから、障がいのある人が気軽に相談できる窓口を周知し、その機能を充実させる必要があります。

【今後の方針】

- ・ 障がいのある人やその家族が、より身近なところで様々な問題や悩みについて気軽に相談できるように努め、ライフステージや心身の状況に応じた情報提供、助言を行います。
- ・ ワンストップで、わかりやすく気軽に相談できる総合窓口として、障がい者相談支援センターコンパスの周知を図ります。また、ニーズの把握や情報集約を行い、相談支援事業所につなげるとともに、希望する人に障害福祉サービスがスムーズに提供されるよう計画相談支援体制を整えます。
- ・ 障がい者相談支援センターコンパスが基幹相談支援センターの役割を担い、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務や成年後見制度の利用支援、虐待の未然防止・早期発見・事実確認等を行います。
- ・ 基幹相談支援センターと個々のサービス等利用計画※を担当する特定相談支援事業所※との連携を密にし、専門的な指導・助言を行うなど、相談支援体制の機能強化を図ります。
- ・ 障がい者相談支援センターコンパスに、心理士や精神保健福祉士、社会福祉士などの専門職を配置し、専門的な相談支援体制を確保します。
- ・ 経済的な困窮者については、社会福祉課や生活困窮者自立相談支援機関「つながり応援センターよろず」、働き・暮らし応援センター※と連携し、収入の安定や家計の改善に向けた支援を行います。
- ・ 発達に不安や心配事を抱えた概ね18歳までの子どもについては、「児童発達支援センター※エール」において、保護者や関係機関からの様々な相談を受け、早期に必要な支援へつないでいきます。発達相談等の専門的な相談や、園・学校等における巡回相談、就学に向けた相談支援など、

保健・保育・教育・福祉・医療等の関係機関と連携しながら支援を行っています。

- さまざまな困難を抱える子育て家庭の相談支援や妊産婦支援の連携強化を図る「こども家庭センター」の体制整備を行い、妊娠期から40歳までの子育て不安や児童虐待、不登校、非行、引きこもり、ヤングケアラー※などの相談に対応します。複合的な問題や支援機関が複数にまたがるケースについては、こども家庭センターが総合調整の役割を担い、サポートプランを作成したうえで、支援を行います。
- 高島市少年センター／子ども・若者支援センター“あすくる高島”に設置された子ども・若者総合相談窓口と子ども・若者支援地域協議会により、困難な状況に置かれている子どもや若者、その家族に対して、総合的な相談支援を行うとともに、地域社会全体で支えるための条件・環境整備を行い、関係機関との連携を深めていきます。
- 就労に関する相談については、働き・暮らし応援センターやハローワークと連携を図ります。
- 地域の身近な相談員として、身体障害者相談員と知的障害者相談員、地域アドボケート※を設置し、障がいのある人や介護者からの相談に応じ、必要な助言等を行います。
- 障がいのある人が、自らの体験に基づいて他の障がいのある人を支え合うピアサポーターの活動を推進します。

ウ 関係機関相互の連携体制の整備

【現状と課題】

障がいのある人が抱える不安や悩み、困りごとは年々複雑化、多様化しており、特に、複合的な課題や制度の狭間のニーズへの対応が求められることが増えています。また、障がいのある人の増加や障がいの重度化、介護者の高齢化による親亡き後の不安などの問題も大きくなっています。

このため、関係機関の連携体制の整備・強化やネットワークづくりを進めるとともに、属性を問わず分野横断的に相談を一括して受け止め、地域において包括的な支援ができる体制づくりが必要です。

【今後の方針】

- 対象者の属性や世代を問わず相談を受け止め、適切な支援につないでいけるよう、多機関、他分野の関係機関と連携し、ネットワークを構築するなど、包括的な相談支援体制を整備します。

- ・障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みを構築するため、地域の事業者がそれぞれの役割を分担して支援を行う、地域生活支援拠点等^{*}の機能の充実に努めます。

エ 家族介護者への支援

【現状と課題】

障がいのある人を介護する家族等は心身ともに負担が大きく、不安や悩み、困りごとを抱えている場合が多くあります。

アンケート結果では、介護している家族の中で特に中心となっている人の年齢として、60歳以上とする回答が61.1%を占めており、介護者が高齢化していく中、身体的にも精神的にも負担感が増していくことが予想されます。また、相談先がわからないまま制度やサービスにつなげることができずに孤立する家族や、介護や家事などを日常的に行っているヤングケアラーの存在も課題となっています。

このため、障がいのある人の自立を促進することや、地域での生活を支えるサービス提供体制の充実を図ることとあわせて、関係機関の連携体制を整備・強化し、相談を一括して受け止める包括的な相談支援体制が求められています。

【今後の方針】

- ・相談窓口において、家族や介護者の相談を受け止め、制度やサービス利用、地域資源に関する情報など、介護者が必要とする様々な情報の提供に努めます。
- ・介護者の心身の負担を軽減するため、短期入所などの障害福祉サービスの利用促進を図ります。また、突発的な理由により一時的に介護できなくなった場合の受入れ体制の充実を図ります。
- ・介護者や保護者の団体の活動をサポートするとともに、同じ悩みを抱える介護者が集まる場、情報共有や意見交換を行う場づくりを検討します。
- ・障がいのある人だけでなく、その背後にある家族の困りごとに気づき寄り添えるよう、分野を越えた包括的な相談支援体制の構築に努めます。

(2) 情報アクセシビリティの向上・意思疎通支援の充実 ● ● ● ● ●

ア 保健・医療・福祉に関する制度の周知と情報提供の充実

【現状と課題】

行政や相談支援機関からは制度やサービスに関する様々な情報提供が行われていますが、支援を必要としているにもかかわらず支援や制度につながらない人がいます。その要因として、制度やサービスの仕組みを理解することが難しいことや、社会的孤立や引きこもり状態にあるために社会との接点を持てないこと等が考えられます。

これらの人に対するわかりやすい情報提供と、市の健康福祉施策全体のコーディネートが求められます。

【今後の方針】

- ・ 誰もが必要なときに必要な情報が得られるよう、サービス案内冊子やホームページなどによる情報提供を充実し、制度やサービス内容の周知に努めます。
- ・ 字の大きさやフォント、配色、読み仮名、平易な表現など、障がいの特性に配慮した情報提供に努めます。
- ・ 民生委員・児童委員、福祉推進委員との連携により、在宅の障がいのある人や引きこもり状態にある人に対して、障害福祉サービスの情報提供を行います。
- ・ 障がいのある人がより自立した日常生活を送れるよう、保健、医療、福祉、さらには教育分野の関係機関が連携を強化し、個々の問題やニーズに応じたきめ細かな情報提供を行うとともに、適切な支援につなげていく仕組みづくりを検討します。また、関わりや支援が途切れないよう、アウトリーチ等の丁寧な働きかけに努めます。

イ 視覚・聴覚障がいのある人等への情報提供の充実

【現状と課題】

令和4年5月に「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」が施行され、障がいの種別や程度に応じた手段を選択できること、日常生活・社会生活を営んでいる地域にかかわらず等しく情報取得等ができること、障がいのない人と同一内容の情報を同一時点において取得することなどが理念として定められました。

情報アクセシビリティとは、年齢や障がいの有無に関係なく、誰でも必要

とする情報に簡単にたどり着け、利用できることをいい、円滑な意思疎通とあわせて、障がいのある人があらゆる分野の活動に参加するためにはきわめて重要です。

市では、「広報たかしま」の点字版と録音テープの作成、専任の手話通訳者の配置、要約筆記者の派遣、市ホームページにおける Web 閲覧支援ツール（音声変換機能、言語変換機能等）の搭載、メール配信サービスなどにより、情報取得や伝達の格差解消を図ってきました。

障がいの有無、年齢、性別、文化などにかかわらず誰もが見やすく、わかりやすいものとなるよう、受け取る側に立った情報提供手段の多様化を進める必要があります。また、情報通信機器を活用するなど、意思疎通支援の充実を図る必要があります。

【今後の方針】

- ・点字広報や音声による広報など、広報のバリアフリー※化に努め、誰にとっても情報を得やすい環境づくりを進めるとともに、利用者の声を聞き、ニーズや課題の抽出に努めます。
- ・市が作成するパンフレットなどの印刷物に、音声コード※を付すなど、ICTの活用を検討します。
- ・手話は、聴覚障がいのある人とのコミュニケーションに欠かせないものであるため、市役所における手話通訳者の設置を継続し、手話通訳者の活動の幅を広げます。また、イベント等での手話通訳者や要約筆記者の配置を含め、合理的配慮を進めます。
- ・意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対して、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等の派遣等による支援を行うとともに、手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、点訳奉仕員等の養成研修等の実施により人材の育成・確保を図り、コミュニケーション支援の充実を図ります。
- ・スマートフォンなどの情報通信機器の活用や、障がいのある人がこれらの機器を利用・技術習得できる機会の確保に努めます。

（３）人材育成・確保

ア 福祉人材確保の推進

【現状と課題】

少子高齢化が進む中、生産年齢人口が減少し、社会全体が人手不足となる

時代を迎えています。その一方で、障害福祉サービスに対するニーズはますます増加、あるいは多様化・高度化しており、質の高い福祉サービスの提供が求められています。このため、市では、「介護人材確保対策協議会」を設置し、行政と民間が一体となり分野を越えて、福祉人材の確保・育成・定着に取り組んでいます。

拡大するニーズに対応できる人材を将来にわたって安定的に確保していくため、これまでの取組みを継続するとともに、地域全体の課題として強化・充実していく必要があります。

【今後の方針】

- ・ 障がい福祉を支える人材を確保するため、幅広い年齢層に対して、障がい福祉現場の魅力や重要性について積極的に情報発信を行い、イメージアップを図ります。
- ・ 次世代の福祉人材確保に向けて、市内小中学校の児童・生徒の障がいに対する理解を深めるため、施設見学や職場体験などの取組みを推進します。
- ・ 滋賀県介護・福祉人材センターやハローワーク、介護分野と連携して「福祉の職場説明会」を開催し、新規就労や再就労に向けた支援を進めます。
- ・ 介護人材確保対策事業により、福祉人材の確保や定着に努めます。

イ 福祉人材育成・定着の推進

【現状と課題】

障害福祉サービスに対するニーズの多様化・高度化に伴い、専門的な対応が求められていますが、サービスを提供する事業所では、職員の減少・高齢化が進み、定着率も低い状況にあります。

自らの仕事にやりがいを持ち、資質の向上に取り組んでいけるよう福祉人材の育成を図る必要があります。また、誰もが働きやすく、働き続けられる職場づくりが求められています。

【今後の方針】

- ・ 多職種と連携しながら講座や研修を行うことにより、事業所間の交流や、人材育成、スキルアップに努めます。
- ・ 労働環境の改善を推進するとともに、福祉現場で職員が安全に安心して働けるよう、メンタルヘルスやハラスメント、感染症に対する研修を開催し、福祉人材の定着を図ります。

- ・福祉・介護職員の処遇改善について、あらゆる機会を通じて国への働きかけを行います。

(４) 障がい者自立支援協議会の充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●

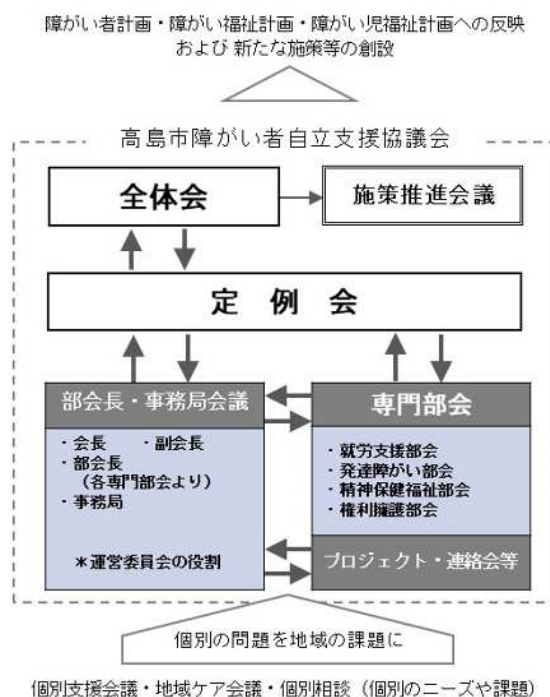
【現状と課題】

障がい者自立支援協議会には市内事業所を中心に約 70 の関係機関・団体等が参加しており、個別の相談支援からみえてくる問題を地域の課題としてとらえ、事務局会議や部会、プロジェクトを通じて課題の解決に向けた協議を行い、必要な取組みを検討しています。

部会やプロジェクトの取組みを協議会全体で共有し、必要に応じて施策化することが必要です。

【今後の方針】

- 障がい者自立支援協議会の仕組みを継続し、事業所・関係機関・団体等の相互連絡と連携の緊密化を図ります。
 - 個別の相談支援からみえてくる地域の課題を集約し、部会やプロジェクト等の取組みにつなげます。
 - 定例会を定期的に関催し、課題を共有し取組みを推進します。
 - 全体会では協議会全体の取組みの評価を行い、必要に応じて施策提言が必要な事項をまとめます。
 - 施策提言が必要な事項を、施策推進会議を通じて障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画に反映させるとともに、施策化に向けて働きかけます。
 - 事例検討会や研修会を通じて、資質の向上に努めます。
 - 地域住民に向けて障がい理解の推進を図るため、研修会や啓発活動を行います。
-
- 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画への反映
および 新たな施策等の創設
- 高島市障がい者自立支援協議会
- 全体会 → 施策推進会議
- ↑ ↓
- 定 例 会
- ↑ ↓
- 部会長・事務局会議 ← 専門部会
- ・会長 ・副会長
・部会長（各専門部会より）
・事務局
- ・就労支援部会
・発達障がい部会
・精神保健福祉部会
・権利擁護部会
- *運営委員会の役割
- プロジェクト・連絡会等
- ↑ ↓
- 個別の問題を地域の課題に
- 個別支援会議・地域ケア会議・個別相談（個別のニーズや課題）



3 療育・教育の推進

(1) 療育・障がい児保育の推進 ●●●●●●●●●●●●●●●●

ア 早期療育・発達支援の推進

【現状と課題】

乳幼児健康診査や認定こども園等において成長・発達に課題が見受けられた乳幼児については、必要に応じて児童発達支援センターで実施している発達相談や幼児おやこ教室、療育教室、ことばの教室等の支援につなげています。早期に適切な支援を行うことで、乳幼児期の健やかな成長・発達を促すとともに、保護者に対して子どもの発達に応じた関わり方を助言し、子育ての不安を軽減しています。

発達に課題のある乳幼児に対して集団や個別で療育を行う児童発達支援は、市が運営するカンガルー教室のほか、民間の児童発達支援事業所においても実施されており、市内の児童発達支援の提供体制は充実してきています。

様々な発達課題を抱えた乳幼児や多様化・複雑化している家庭環境等、個々の状況に合わせて適切な時期に適切な支援が受けられるよう、児童発達支援センターを中心に、情報共有や支援の方向性の統一を図るなど、関係機関の連携を強化する必要があります。

令和4年度カンガルー教室利用状況

項 目	年間利用延人数	開所日数
カンガルー教室利用状況	980 人	240 日

資料：カンガルー教室（令和5年3月31日現在）

【今後の方針】

- ・ 妊娠期から乳幼児期を通して健診等の母子保健事業の取組みを強化し、発達に課題がある乳幼児を早期に発見し、早期療育につなげます。
- ・ 発達に課題のある乳幼児が、個々の状況に合わせた適切な支援を適切な時期に受けることができるよう、児童発達支援センターを中心に関係機関が連携できる体制の構築に取り組みます。
- ・ 様々な発達上の課題がある乳幼児に対する療育の質の向上を図るため、専門職の確保や育成に取り組みます。
- ・ 医療的なケアを要する乳幼児については、看護師の派遣により必要なケアを受けながら児童発達支援を利用できるよう支援体制の充実を図ります。

- ・ 障がいのある子どもやその保護者の抱える課題に対応し、適切なサービスにつなげる役割を担う相談支援専門員の資質向上に努めます。

イ 障がい児保育の推進

【現状と課題】

障がいのある子どもを認定こども園等に受け入れ、障がいのある子どもが他の子どもとともに生活することで、互いに学び心身ともに健やかな発達を促す保育・教育の推進に取り組んでいます。また、個々に応じたきめ細かな対応や支援の充実のために、園内での環境整備や保育士、教諭等の加配、教職員の専門性を高める研修を行っています。

一方で、発達に課題のある子どもや障がいのある子どもが増加しており、その状態も多様化しています。また、乳幼児期に保護者の不安を軽減し、子どもの発達を促進するため、早期支援、早期療育につなげられるよう保護者への支援も重要です。このような中、より専門性の高い保育・教育、保護者支援が求められていますが、人的、質的に十分な受入れ体制を整えることが難しくなっています。また、医療的なケアが必要な障がいのある子どもの受入れに際しては、看護師の確保が課題となっています。

【今後の方針】

- ・ 障がいのある子どもとその保護者が地域の中で安心して暮らしていけるよう、健康推進課や児童発達支援センター、幼稚園、認定こども園、各種保育施設、医療機関などの関係機関が連携を強化し、個々の子どもに応じたきめ細かな支援体制の構築を図ります。
- ・ 研修や巡回相談員の指導などを通じて支援にあたる職員の資質の向上に努め、保育・教育の充実を図ります。
- ・ 障がいのある子どもの保育を充実するため、認定こども園等の体制整備に努めます。
- ・ 保育所等訪問支援の利用を促進し、障がいのある子どもの地域社会へのインクルージョンの推進に努めます。



(2) 教育の充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

ア インクルーシブ教育※システムの構築

【現状と課題】

障がいのある子どもが、その可能性と能力を最大限に伸ばし、将来自立し社会参加できるよう、障がいのある子どもと障がいのない子どもが、ともに学ぶインクルーシブ教育システムの構築が必要です。

また、授業内容が分かり学習活動に参加している実感、達成感を持ちながら充実した時間を過ごし、生きる力を身につけているかどうかの視点で教育環境を整備する必要があります。

【今後の方針】

- ・ 幼児期から学齢期、成人期への一貫した支援を実施するためにインクルーシブ教育システムの構築を目指し、特別支援教育[※]の充実に努めます。
- ・ 個々の教育的ニーズを把握し、適切な指導や必要な体制整備を図ります。
- ・ 「副次的な学籍[※]」制度を活用し、ともに学ぶ機会を確保します。また、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校などの多様な学びの場により、インクルーシブ教育の推進を図ります。

イ 障がいのある子どもの教育環境の整備

【現状と課題】

教育支援員を小中学校に派遣し、支援の必要な子どもに対して、一人ひとりの課題に応じた適切な支援を実施し、安定した学校生活につなげています。

特別な支援を必要とする子どもは増加傾向にあり、その課題も多様化していることから、家庭や関係者と連携することで、支援・指導の効果を高めていく必要があります。

【今後の方針】

- ・保護者と教員の連携のもと、個別の教育支援計画、指導計画に基づき、子ども一人ひとりに適切な教育的支援を行う特別支援教育を継続して推進します。
- ・障がいのある子どもが学びやすくなるよう合理的配慮の提供を行うなど、教育環境の整備に努めます。
- ・特別な支援を必要とする子ども一人ひとりの課題に対応し、より適切な支

援を行っていくために、教育支援員の配置や児童発達支援センターによる巡回相談員の派遣を継続、充実します。

- ・発達に課題がある子どもに対し、関係機関が連携し、早期から一貫した支援を提供できる体制を構築します。

ウ 教育相談・就学相談の充実

【現状と課題】

認定こども園等から小学校、小学校から中学校へと成長する過程で、集団適応の困難さや学力の身につけにくさ、不登校やメンタル不調など、課題が複雑化・深刻化しています。また、発達や家庭環境に課題のある子どもも増えています。このため、これらの子どもたちが環境の変化にうまく対応できる取組みが求められています。

障がいのある子どもや発達に課題のある子どもが適切な教育を受けることができるよう、本人や保護者に対して必要な情報を提供し、教育相談、就学相談の充実を図る必要があります。

【今後の方針】

- ・地域における障がい児支援の中核的な役割を担う機関として児童発達支援センターの機能の充実を図り、一貫した支援体制の構築により子どもの発達に関する相談に対応します。
- ・保護者や学校、関係機関が適切に連携し、子どもの自立を促すことができるよう支援体制の構築を進めます。
- ・発達の偏りや環境等により問題行動や非行、不登校、ひきこもりなどの問題を抱える子どもが立ち直り、学校復帰や社会的な自立につながるよう、教育相談・課題対応室、教育支援センター「スマイル」、高島市少年センター／子ども・若者支援センター“あすくる高島”による相談、支援へつなげます。
- ・潜在的な教育課題を抱える子どもや家庭が増加していることから、学校の特別支援教育コーディネーターや教育相談担当の教員が窓口となり、引き続き教育相談の充実を図ります。
- ・一人ひとりの障がいの状況や専門家の意見等を踏まえ、子どもの希望や教育的ニーズに応じた学びの場が選択できるよう、教育相談、就学相談の充実を図ります。

エ 進路指導の充実

【現状と課題】

卒業後の進路選択にあたっては、本人の意思や希望を尊重できるよう、実習を通じて企業や事業所への理解と協力を求めています。また、新旭養護学校では、進路懇談会を開催し、関係機関の参加のもと進路指導を行っています。今後、進路指導を充実するためには、関係機関とのさらなる連携が必要です。

【今後の方針】

- ・ 体験の場、実習の機会を確保するとともに、就労アセスメント※を活用しながら、本人の希望に沿った進路選択ができるよう支援します。
- ・ 教育機関や行政、障がい者相談支援センターコンパスなどが参加する進路連絡会において、進路に関する情報を共有し、課題解決に向けた取組みを行います。
- ・ 県の認証発達障害者ケアマネジメント事業を実施する障がい者相談支援センターコンパスや働き・暮らし応援センターとの連携により、進路指導に対応できる体制を強化します。

オ 発達障がい児への支援

【現状と課題】

発達障がいの特性が表出する時期や程度には個人差があり、多様であることから、障がいがあることに気づきにくい傾向にあります。正しい理解のもとで個性を伸ばし、自分の特性と付き合いながら生活していくためには、早期に発見し、適切な支援を受けることが重要です。

児童発達支援センターでは、18歳までの子どもを対象に発達に関する相談支援、巡回相談員等の派遣、教職員や保育士、幼稚園教諭、保護者との相談、指導・助言を行っており、地域における障がい児支援の中核的な役割を担う機関としてその機能の充実・強化が求められています。

また、障がい者自立支援協議会発達障がい部会では、発達障がいのある人の切れ目のない支援に役立てるため、サポートファイルとして「^{ほほ}歩歩ファイル※」を作成し、より活用しやすいよう見直しを行うとともに、発達障がいへの理解を深めるよう、研修会等を開催しています。

今後、必要な支援が切れ目なく提供できる体制の強化と、成人期以降も自立した社会生活を送ることができるよう、円滑に支援体制を引き継いでいく仕組みが必要です。

【今後の方針】

- ・ ライフステージに合わせて必要な支援が継続的に提供されるよう、地域における障がい児支援の中核的な役割を担う機関として児童発達支援センターの機能の充実を図るとともに、各関係機関との連携を強化します。
- ・ 障がい者自立支援協議会発達障がい部会において、「歩歩ファイル」の改良、普及・活用を進めます。また、発達障がいへの理解を深める取組みを推進します。
- ・ 障がい者相談支援センターコンパスの発達障がい専門相談機能（発達障がい者支援チーム）を活用し、保育、保健、教育、発達障がい者支援キーパーソン、臨床心理士等によるチームでの支援に取り組みます。

（３）休日や放課後の生活の充実 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

ア 放課後等デイサービス等の充実

【現状と課題】

障がいのある子どもの放課後や休日、長期休暇中の生活に対するニーズが多様化する中、放課後等デイサービスや日中一時支援事業を利用する子どもが増えています。放課後等デイサービスを行う事業所の数は、令和5年度には6か所となり、就学中の障がいのある子どもに対する支援体制は充実してきました。今後、これらの事業所と小中学校、特別支援学校の間で児童生徒の支援に関する一層の連携が求められます。

また、障がいのある子どもが地域の中で育まれるよう、放課後児童クラブでの受入れを促進することも必要です。

【今後の方針】

- ・ 障がいのある子どもに、放課後や休日、長期休暇中の居場所を提供し、生活能力向上のための訓練等を行い、自立を促進します。
- ・ 放課後等デイサービスと学校との連携や役割分担が重要であり、それぞれで作成される支援計画を連携させるなど、学校での生活を把握しながら個々に合わせた一貫性のある支援が提供できるように努めます。
- ・ 障がいのある子どもの特性に応じた指導員の確保、児童発達支援センターの巡回相談などにより、放課後児童クラブでの受入れの充実を図ります。

(4) 医療的ケア児の支援 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

ア 医療的ケア児に対する支援体制の充実

【現状と課題】

医療技術の進歩に伴い新生児や乳幼児の救命率は向上しましたが、重い障がいを残す子どもは増えており、医療的ケアを必要としながら在宅で過ごす子どもは、市内でも増えています。高島市民病院地域包括ケア病棟では、重症心身障がい者のレスパイト入院※を行っており、平成30年度からは児童の受入れも可能となりました。また、市では、令和2年度より医療的ケア児童生徒の通学にかかる保護者支援事業を開始し、令和4年度には市内に医療型短期入所施設が整備され、日常的に医療的ケアが必要な子どもに対する制度やサービスは徐々に増えています。

しかしながら、依然として医療的ケア児が利用できるサービスは限られており、家族や介護者の日常的な困りごとや介護負担の解消には至っていない状況があります。在宅福祉サービスの充実、医療・保健・福祉の連携、多様な主体によるサービス提供の促進、それらを支える専門職の確保が必要です。

【今後の方針】

- ・医療的ケア児が身近な地域で福祉サービスが利用できるよう、サービス提供体制の充実に努めます。
- ・医療的ケア児の教育を受ける権利を保障し、家族の就労機会を確保するため、通学にかかる保護者支援事業の充実について、滋賀県や教育委員会と連携し協議します。
- ・ライフステージや個々のニーズに合わせて適切な支援を受けられるよう、関係機関が連携を深めるとともに、医療的ケア児等コーディネーター養成研修の修了者を中心とした相談支援体制の構築を図ります。

4 保健・医療サービスの充実

(1) 障がいの原因となる疾病の予防 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

ア 生活習慣病対策の充実

(健康づくりへの支援、生活習慣病と障がいに関する意識の向上)

【現状と課題】

高血圧性疾患・糖尿病をはじめとする生活習慣病の予防や重症化予防、がん検診の積極的な受診は、障がい発生予防において重要です。特に糖尿病性腎症による人工透析患者数は横ばいではありますが、生活の質の低下を招くことから市の健康課題でもあります。また、大腸がん治療の術後にストーマ装具※を装着する人は多く、高齢者等でストーマ管理に支援が必要なためにサービスを利用する人も増えています。

健診・がん検診の受診啓発活動に積極的に取り組むとともに、健康で自分らしい生活が送れるよう「健康寿命の延伸」に向け、個人だけでなく、家族や地域、関係機関とともに、健康づくり活動に取り組んでいくことが必要です。

腎臓機能障がいのある人の推移

区 分	腎機能の 障がい者数	新規手帳 交付者数	新規手帳交付者の内訳			
			糖尿病	慢性腎不全	腎硬化症	その他
H30 年度	171 人	15 人	5 人	6 人	0 人	4 人
R 元年度	174 人	8 人	4 人	0 人	2 人	2 人
R2 年度	168 人	24 人	12 人	5 人	1 人	6 人
R3 年度	164 人	13 人	6 人	2 人	0 人	5 人
R4 年度	166 人	18 人	6 人	1 人	3 人	8 人

資料：障がい福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

大腸がん検診受診状況

区 分	受診者	受診率	がん発見	がん疑い
H30 年度	2,175 人	6.9%	4 人	2 人
R 元年度	2,047 人	6.5%	3 人	0 人
R2 年度	1,995 人	11.6%	4 人	1 人
R3 年度	2,105 人	12.9%	3 人	0 人
R4 年度	2,145 人	13.2%	5 人	2 人

資料：健康推進課（各年度 3 月 31 日現在）

【今後の方針】

- ・生活習慣病やがんの予防と早期発見・早期治療に努めます。
- ・生活習慣病の合併症による中途障がいの発生予防に向け、個々の健康課題に応じたきめ細かな保健指導を行います。また、医療機関との連携を図ります。
- ・「健康たかしま 21 プラン」を推進し、関係機関や家族、地域とともに健康づくりを進めます。
- ・障がいのある人の相談支援の中で、家族の健康状態にも配慮し、必要な健康相談につなげていきます。

イ こころの健康づくりの充実

【現状と課題】

3年前と比較して、精神障害者保健福祉手帳交付者数が10%、自立支援医療（精神通院）受給者数が15%増加しています。ライフスタイルの変化や環境ストレスの増加等を背景に、精神疾患、精神障がいのある人は年々増えています。重症化を防ぐためには早期発見、早期治療、早期支援が必要であり、精神疾患に対する正しい理解を深め、適切な治療や支援につなげることが大切です。また、精神障がいのある人が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、保健、福祉、教育、地域が連携し、包括的かつ継続的な支援体制を確保する必要があります。

【今後の方針】

- ・精神疾患や精神障がいに関する正しい知識の普及に努めるとともに、「こころの健康づくり講演会」等を通じて精神保健への関心を高め、うつ・自殺予防を推進します。
- ・精神障がいのある人の健康保持、経済的な負担軽減のため、通院にかかる費用を助成します。
- ・一人ひとりが体調の異変に気づき、早めの相談や専門医への受診につながるよう啓発を行います。また、こころの健康について気軽に相談できる体制を整えます。
- ・精神障がいのある人の居場所や活動の場を確保するとともに、社会参加・復帰に向けたプログラムや就労支援が身近な地域で受けられるよう、関係機関と連携しながら取組みを進めます。
- ・保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて地域の課題を共有し、包括的かつ継続的な支援体制の構築について検討します。

① 自殺予防の推進

【現状と課題】

誰もがかけがえのない個人として尊重され、生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、自殺を未然に防ぐ取組みを強化するため、令和6年3月に第二次高島市自殺予防計画「高島いのちのサポートプラン」を策定しました。

平成29年1月から高島市と高島保健所が実施主体となり、湖西圏域自殺未遂者支援事業「高島いのちのサポート事業」を実施していますが、市内で毎年10人前後の自殺者が発生しており、自殺未遂者も増加していることから、医療機関等とのさらなる連携と取組みの強化が必要です。

自殺者数の状況

区 分	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
男	6人	7人	6人	6人	9人
女	5人	2人	5人	4人	3人
計	11人	9人	11人	10人	12人

資料：厚生労働省調べ（各年3月31日現在）

【今後の方針】

- ・ 市民や支援者を対象にゲートキーパー※養成講座等の研修を行い、自殺を未然に防ぐ人材を養成していきます。
- ・ 相談窓口のホームページ掲載やリーフレット等の配布を行い、電話相談の周知、電話相談員の養成および相談窓口の周知を図ります。
- ・ 医療機関をはじめとする関係機関との緊密な連携のもと、自殺の予防や自殺未遂者の支援を推進します。

(2) 障がいの早期発見・早期対応への取組み ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

ア 妊産婦・新生児等への対策の充実

【現状と課題】

妊娠期は、安全な妊娠出産のため、妊婦相談による健康管理のほか、妊婦健診・産婦健診費用の助成を行っています。妊娠期から精神的な課題を抱えたり、産後うつなどの育児不安を抱える妊産婦が増えており、医療機関との連携のもと、産後うつ病の予防や早期支援の取組みが必要です。

新生児に対しては、保健師等が訪問や面談を行い、子どもの成長・発達を総合的に見て育児支援をするとともに、病気や障がいの早期発見・早期支援

を行っています。

今後も、妊娠期から子育て期を通して、切れ目のない支援を継続する必要があります。

【今後の方針】

- ・ 妊娠期から乳幼児期を通した健診や教室などの母子保健事業、新生児訪問、こんにちは赤ちゃん事業の取組みを継続し、育児支援を行うとともに、産後うつや病気、障がいの早期発見・早期支援につなげます。

イ 乳幼児健診体制等の充実

【現状と課題】

市では、すべての乳幼児に対して乳幼児健診を実施し、乳幼児の成長・発達を確認しています。また、2歳6か月児健診では、中等度難聴の早期発見のために「ささやき声検査」を、3歳6か月児健診では視力や屈折異常の検査を行っています。

早期に適切な支援を受けることで、子どもの将来の可能性が広がることから、これらの健診において、心身の発達の遅れや課題を早期に発見し、必要な支援につないでいくことが重要です。また、保護者の不安に寄り添いながら、助言や情報提供を丁寧に行う必要があります。

今後は、発達に課題がある子どもに対して、包括的に支援する仕組みの強化が求められています。

【今後の方針】

- ・ 妊娠期から乳幼児期を通した健診や教室などの母子保健事業、新生児訪問事業の取組みを継続し、育児支援を行うとともに、病気や障がいの早期発見・早期支援につなげます。
- ・ 保護者の不安や悩みに寄り添い、必要な助言を行うとともに、障がい特性の受容、愛着形成のための支援を行います。
- ・ 発達支援の中核を担う児童発達支援センターを中心に、健診や母子保健事業、児童発達支援事業所との連携を強化することで、乳幼児期からの一貫した支援につなげます。

(3) 医療との連携

ア 医療機関との連携

【現状と課題】

身近な地域で医療を受けたいという障がいのある人のニーズは高く、医療の必要度の高い人が増える中、医療機関や訪問看護ステーションによる在宅医療の充実や福祉サービスとの連携強化が求められています。

重症心身障がい児（者）※や医療的なケアが必要な人については、高島市民病院でのレスパイト入院や訪問看護などの医療と福祉サービスにより在宅生活を支えています。利用できる資源が限られており、十分とは言えない状況です。

精神疾患のある人については、市内に精神科クリニックが開設されたことにより通院環境は向上しましたが、入院病床や精神科デイケアを提供できる医療機関がなく、遠方の病院を利用しなければならない状況です。精神疾患のある人に関わる緊急対応が増える中、地域での生活の継続や社会復帰に向けた取り組みが必要です。

精神救急医療の申請・通報状況

区 分			令和2年度	令和3年度	令和4年度
性別	男		7人	4人	9人
	女		2人	6人	3人
	計		9人	10人	12人
申請・通報経路	家族		0人	0人	0人
	本人		0人	0人	0人
	住民・職場		0人	0人	0人
	保健福祉医療関係者		0人	0人	1人
	救急隊		0人	0人	0人
	警察		9人	8人	11人
	検察官		0人	2人	0人
	矯正施設の長		0人	0人	0人
	計		9人	10人	12人
診察状況	措置診察有	要措置	4人	5人	5人
		不要措置	1人	2人	1人
	措置診察否		4人	3人	6人

資料：高島健康福祉事務所「湖西の健康福祉」（各年度3月31日現在）

措置入院・医療保護入院の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
措置入院	4人	5人	5人
医療保護入院	43人	49人	39人

資料：高島健康福祉事務所「湖西の健康福祉」（各年度3月31日現在）

【今後の方針】

- ・ 住み慣れた地域での生活を継続できるよう、医療機関や訪問看護ステーションとの連携を強化し、医療と福祉サービスの充実に努めます。
- ・ 「滋賀のみんなで作る地域精神保健医療福祉チーム」を中心に、医療・保健・福祉等の関係機関によるチーム支援体制を確保し、包括的な支援体制の充実を図ります。
- ・ 高島市民病院では、精神科常勤医師の確保に努めます。また、重症心身障がい児（者）については、地域包括ケア病棟での入院により介護者、保護者のレスパイトを図ります。
- ・ 精神疾患のある人などが社会参加・復帰に向けた専門的なプログラムを身近な地域で受けられるよう、関係機関と連携しながら取組みを進めます。

イ 医療費の助成・公費負担

①自立支援医療※給付事業

自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）の給付により、障がいのある人の医療費の支援を行っています。

【現状と課題】

＜更生医療＞

身体に障がいのある人で、手術等の治療によって障がいの除去や軽減、改善が確実に期待できる場合に、その治療に必要な自立支援医療費を支給しています。なかでも、人工血液透析、人工関節置換術、心臓冠動脈バイパス術、ペースメーカー植込み術に対する給付が増加しています。

更生医療の給付状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給件数	197件	193件	240件	247件

資料：障がい福祉課（各年度3月31日現在）

＜育成医療＞

18歳未満で、現在身体に障がいのある人や将来障がいを残すおそれがある疾患がある人について、手術等の治療によって障がいの除去や軽減、改善が確実に期待できる場合に、その治療に必要な自立支援医療費を支給しています。

育成医療の給付状況

		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給件数	入院	2件	3件	2件	2件
	外来	15件	8件	3件	11件

資料：障がい福祉課（各年度3月31日現在）

＜精神通院医療＞

精神に障がいのある人について、通院による精神医療が継続的に必要な場合に、自立支援医療費を支給しています。給付対象者は、大幅に増加しています。

精神通院医療の給付状況

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
支給件数	742件	805件	784件	852件

資料：障がい福祉課（各年度3月31日現在）

【今後の方針】

- ・ 更生医療給付の状況を分析し、健康推進部門と連携して生活習慣病の予防と早期発見・早期治療に努め、健康づくりに関する意識の向上を図ります。
- ・ 障がいのある人が安心して医療を受けることができるよう、円滑な給付に努め、治療にかかる経済的な負担を軽減します。

② 福祉医療費助成事業

【現状と課題】

重度心身障害者（児）福祉医療費助成制度、精神障害者精神科通院医療費助成制度により、医療費の一部を助成しています。重度心身障害者（児）福祉医療費助成制度については、令和6年度から制度を拡充し、身体と知的に重度の障がいのある人だけでなく精神に重度の障がいのある人も対象に加え、障がい種別間の不均衡を是正することで、障がいのある人がより安心して医療を受けることが可能となりました。

福祉医療の助成状況

受給人数	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
身体障害者手帳 (1.2級相当)	778人	784人	766人	747人
療育手帳 (A1. A2)	143人	145人	134人	123人
身体障害者手帳(3級) 療育手帳(B1以上)	4人	3人	3人	3人
精神障害者保健福祉手帳 (1.2級)	245人	255人	268人	266人

資料：保険年金課（各年度3月31日現在）

【今後の方針】

- 障がいのある人が安心して医療を受けることができるよう、制度を維持し、保健の向上と福祉の増進を図ります。

（４）地域リハビリテーション提供体制の充実 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

【現状と課題】

障がいのある人が、住み慣れたところで、安全に、その人らしく、いきいきとした生活を送るためには、医療だけでなく保健や福祉、介護などあらゆる機関が連携し、協力し合う必要があります。

障がいのある人を対象としたリハビリテーション※については、主に入院や通院時の医療により提供されていますが、脊髄損傷や高次脳機能障がい、神経難病など、継続的にリハビリテーションを必要とする疾病・障がいに対して、機能の維持や改善を図るため、多職種・多機関の連携によるリハビリテーションが必要です。

発症からの時期やライフステージに沿った適切なリハビリテーションサービスの提供が求められており、障がいのある人の二次障がいの予防や日常生活の中の動作環境の工夫、福祉サービスの場での作業環境に対する助言や指導等を行う理学療法士※、作業療法士※などのリハビリテーション専門職による支援が必要です。

【今後の方針】

- 障がいのある人に対してリハビリテーションが適切に提供されるよう、県立リハビリテーションセンターや市内の関係機関と連携し、地域におけるリハビリテーション体制の構築を検討していきます。

5 福祉サービスの充実

（１）在宅福祉サービスの充実

① 障害支援区分※認定審査会

【現状と課題】

障害福祉サービスの必要性を明らかにするため、心身の状態を総合的に示すものとして区分を認定しています。

障害福祉サービス利用者の増加により、審査件数が徐々に増えています。

障がいのある人が必要なサービスを受けられるよう、正確な認定調査や適正な審査会の運営が求められています。

障害支援区分認定審査件数

	令和元年度	令和２年度	令和３年度	令和４年度
認定件数	122 件	105 件	184 件	144 件

資料：障がい福祉課（各年度 3 月 31 日現在）

【今後の方針】

- ・ 認定調査員、審査会委員の研修を行い、適正な区分認定を行います。

ア 訪問系サービスの充実

① 居宅介護・重度訪問介護

【現状と課題】

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活し続けるためには、訪問系サービスは欠かせません。しかしながら、福祉人材の不足から、すべての利用ニーズに対応することが難しい状況です。このため、一人ひとりの状況に応じて必要なサービスを、適切に、また公平に提供する必要があります。

【今後の方針】

- 必要なサービスを利用できるよう、在宅のサービスを提供する事業所の連携を図ります。

② 同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援

【現状と課題】

行動援護については、年々利用時間が増加していますが、行動障がいのある

る人への支援が提供できる事業所が不足しています。

また、重度の障がいのある人が安心して地域で生活できるよう、様々なサービスを組み合わせるなど、手厚いサポート体制の構築が必要です。

【今後の方針】

- ・強度行動障がい※のある人の支援については、関係機関でネットワークを構築し、地域全体で支援力の向上を図る仕組みを検討します。



※介護保険サービスとの関係

【現状と課題】

障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援が受けられる場合は、介護保険サービスの利用が優先されるため、早くから利用者に周知し、円滑に制度移行していく必要があります。また、障害福祉サービスから介護保険サービスに移行すると利用者負担額が変わりますが、一定の条件を満たす場合に適用される自己負担額の軽減措置についても丁寧な説明が必要です。

65歳以上になった障がいのある人、65歳以降に障がいが生じた人を支えるため、介護保険サービスと障害福祉サービスの十分な連携が必要です。

【今後の方針】

- ・介護保険サービスへの移行にあたっては、一律に判断するのではなく、障がい特性やサービス利用状況など、個々の状況を考慮し、介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能かどうかを判断します。
- ・介護保険サービスへの移行の際は、相談支援専門員と介護支援専門員が十分に連携し、情報共有や丁寧な引き継ぎが行われるよう努めます。また、双方の制度の理解を深める取組みを実施します。
- ・介護保険サービスへ移行した高齢障がい者の自己負担については、制度に基づき、負担の軽減を図り、スムーズな制度移行に努めます。
- ・「介護」や「障がい」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに対応できるよう、障がいのある人が高齢になっても通い慣れた事業所を利用できる共生型サービス※について、制度の普及を推進します。

イ 日中活動系サービスの充実

【現状と課題】

障がいのある人に食事や入浴などの介護、身体機能や生活能力向上のための訓練、レクリエーションや生産活動の場など、障がいの状況やニーズに合わせて適切なサービスを提供しています。

誰もが生きがいをもって自分らしく暮らすために、希望する居場所を提供する必要がありますが、障がいのある人の高齢化、障がいの重度化への対応が難しくなっています。

【今後の方針】

- ・ 日中活動系サービスでは、障がいのある人のニーズやビジョンに応じて、次のステップに向かう仕組みを検討していきます。
- ・ 障がいのある人が希望する日中活動系サービスの充実に図ります。

①生活介護

【現状と課題】

第6期では、利用者数は目標を下回っていますが、必要量はほぼ計画とおりです。サービスを提供する事業所が増えたことにより、一定のニーズに対応できる状況ですが、強度行動障がいのある人や医療的なケアが必要な人の受入れが課題になっています。

【今後の方針】

- ・ 在宅者のニーズや特別支援学校生の進路動向を見極めながら、必要なサービス提供体制について検討します。
- ・ 強度行動障がいのある人、医療的なケアが必要な人の受入れ体制の整備を推進します。
- ・ 滋賀県発達障害者支援センターなどの専門機関からの指導・助言を得るなど、連携を図ります。

②自立訓練

【現状と課題】

市内に事業所は1か所のみであり、障がいのある人が自立した生活を送ることができるよう、訓練や支援を行っています。身体機能のリハビリテーションを行う「機能訓練」と、生活能力の維持向上を目指す「生活訓練」があり、市内の事業所では、生活訓練のサービスを提供しています。

利用期間の定めのあるサービスであり、利用終了後の支援について、関係機関との連携が大切です。

【今後の方針】

- ・ 自立訓練（生活訓練）は、日常生活上および社会生活上のスキルを身につける機会として欠かせません。今後、サービス内容について周知するとともに、障がいのある人のニーズに沿ったサービスの充実を図ります。

③就労移行支援・就労選択支援

【現状と課題】

就労移行支援事業所は市内に 1 か所のみであり、利用者数、必要量とも目標には達していませんが、今後も就労に必要な訓練の場としての活用が見込まれます。

また、就労選択支援は、一般就労や就労継続支援等の利用にあたり、能力や適性の把握・評価（アセスメント）を行う場として利用が見込まれます。

【今後の方針】

- ・ 障がいのある人が能力や適性に合った職場へ就労できるよう、関係機関と連携して、就労への流れを作ります。
- ・ 就労継続支援B型事業所の利用者や在宅者、特別支援学校高等部の新卒者のサービス利用を促します。

④就労継続支援A型（雇用型）

【現状と課題】

市内に事業所は 1 か所のみであり、利用者数、必要量とも目標には達していません。

雇用契約に基づく就労の機会を提供し、自らの収入で生活できる力を育むとともに、一般就労に必要な知識と能力の向上を図る必要があります。また、引きこもりや様々な事情で就労が定着しない人の就労ニーズに応えられるよう、多様な働き方ができる仕組みが求められています。

【今後の方針】

- ・ 障がいのある人の収入と就労意欲の向上のため、就労継続支援A型事業所の利用を促進します。
- ・ 市内の事業所と連携し、施設外就労等により働く場の確保に努めます。

⑤就労継続支援B型

【現状と課題】

利用者数は目標を下回っていますが、増加傾向にあります。

利用者の年齢や障がいの程度、利用回数、利用形態の違いが大きくなっており、工賃がたくさん欲しいと思っている人もいれば、一日ゆったり仲間と何かしながら過ごせる場所にしたい、仕事だけでなくレクリエーションをしたいと思っている人もあり、さらなるサービスの多様化や充実が望まれます。また、利用者の高齢化が進んでいることから、提供するサービス内容とニーズを踏まえ、他のサービスとの調整を図る必要があります。

【今後の方針】

- ・ 特別支援学校の進路動向や精神障がいのある人の通所ニーズを勘案して、サービス提供体制を検討します。
- ・ 障がいのある人の多様なニーズに対応できるよう、サービスの質を高めるとともに、利用者の状態や状況をアセスメントし、適切なサービスが利用できるよう支援します。
- ・ 障害福祉サービス事業所に対する公共業務の発注につながるよう、事業所の取組みをPRします。
- ・ 一般就労を目指す利用者の能力向上に向けた支援ができるよう、関係機関が連携していきます。

⑥療養介護

【現状と課題】

市内に事業所がなく、他圏域でのサービス利用となっています。

【今後の方針】

- ・ 対象となる筋委縮性側索硬化症（ALS）など気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人や筋ジストロフィー患者、または、重症心身障がい者のニーズに対応していきます。

⑦短期入所

【現状と課題】

目標に対して利用者数、利用量とも下回っている状況です。利用としては、同一利用者が長期間利用している例もありますが、サービス等利用計画に基づき、必要性をアセスメントしています。

【今後の方針】

- ・ サービス等利用計画に基づき、適切な支給決定とサービス提供を行います。
- ・ 介護者のレスパイト利用も含め、サービスの周知に努め、利用を促します。

⑧その他のニーズへの対応

【現状と課題】

高次脳機能障がいにより、障害福祉サービスを利用する場合があります。対象者に応じたサービスの提供に取り組む必要があります。また、アルコールや薬物、ギャンブルなどの依存症は、適切な治療と支援により回復が見込まれますが、依存症に関する正しい知識や理解が得られていないため、適切な治療や支援に結びつけることが困難です。さらには、専門の医療機関をはじめ、市内の支援体制も十分ではありません。

【今後の方針】

- ・ 高次脳機能障がいは、対象の幅が広く、滋賀県高次脳機能障害支援センターや県立リハビリテーションセンターなどの専門機関や、介護保険サービスと連携して対応していきます。
- ・ 依存症については、適切な治療と支援を得るため、専門の医療機関や県と連携して対応していきます。
- ・ 新たなニーズについては、障がい者自立支援協議会を通して課題を検討し、対応します。

ウ 地域生活支援事業の充実

【現状と課題】

地域生活支援事業は、全国一律で行われる自立支援給付と異なり、地域の特性や状況に応じて柔軟な事業形態で行うことができますが、自立支援給付と似た性質を持つサービスで、利用ニーズの高いものについては、明確なルールのもと適正な利用を求める必要があります。

【今後の方針】

- ・ 地域活動支援センター、移動支援、日中一時支援の利用については、支給量の設定やサービス等利用計画の作成について検討します。
- ・ 運用のルールや報酬単価など、利用実態等に沿って必要な見直しを行います。

①コミュニケーション支援事業

【現状と課題】

聴覚・言語機能、音声機能などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人等に対し、大会やイベントでは、手話通訳者は社会福祉法人滋賀県聴覚障害者福祉協会に、要約筆記者は市内で活動している団体に派遣を依頼しています。また、社会参加促進事業でも、手話通訳の対応を行っています。

【今後の方針】

- ・ 手話の言語性を高めるため、手話ができる人材の養成に努めます。
- ・ イベント等での手話通訳者、要約筆記者の配置を積極的に推進します。

②手話通訳者設置事業

【現状と課題】

聴覚障がいのある人と健聴者とのコミュニケーション支援のため、市役所に手話通訳者を配置し、窓口手続きや通院の際の通訳、イベント等の手話通訳を行っています。手話通訳に対するニーズが増加、多様化していることから、手話通訳者の安定的な確保と、不在時の補完方法について検討する必要があります。

【今後の方針】

- ・ 手話通訳者の配置を継続するとともに、情報通信機器の導入・活用について検討します。
- ・ 市が設置する手話通訳者を補完するため、滋賀県聴覚障害者福祉協会の協力を得て、手話通訳者を派遣します。
- ・ 市役所をはじめ各種窓口を対象にした手話教室を行います。

③日常生活用具給付※等事業

【現状と課題】

日常生活を営むのに支障がある障がいのある人に対し、特殊寝台や入浴補助用具などを給付または貸与しています。

中でも、排泄管理支援用具（ストーマ装具）の給付件数が増加傾向にあります。

【今後の方針】

- ・健康推進部門と連携して生活習慣病の予防と障がいに関する意識向上を啓発します。
- ・障がいのある人のニーズを勘案し、適切な給付に努めます。

④地域活動支援センター事業

【現状と課題】

利用者のニーズに沿った多様な活動メニューや精神障がいのある人への専門性の高いサービスが提供されていることから、利用者数、利用回数とも増加しています。その一方で、利用者の高齢化や固定化が課題となっています。

今後、さらにサービスを充実するとともに、丁寧なアセスメントに基づき、利用者を適切なサービス利用につなげていく必要があります。

【今後の方針】

- ・利用者ニーズの多様化に対応した活動メニューやサービスの提供が行われるよう働きかけます。
- ・利用者の障がい特性等を考慮しながら、その人の状態に合ったサービスへの移行を進めます。
- ・安曇川障害者デイサービスセンターは、定例会議などにより指定管理者と緊密に連携し、施設の維持管理と適正な運営を図るとともに、公共施設再編計画に基づき、民間への譲渡等を検討します。

⑤訪問入浴等サービス事業

【現状と課題】

重度の障がいにより自宅で入浴ができない人が、週2回を限度に利用されています。

【今後の方針】

- ・身体の清潔の保持と在宅生活の助長のため、引き続き、必要な人に対して移動入浴車による入浴サービスを提供します。
- ・リフト付き浴槽等を既設している福祉施設において、浴室利用ができるよう体制整備を行います。

⑥日中一時支援事業

【現状と課題】

利用者数、利用回数とも計画を下回っている状況ですが、早朝の利用希望など、利用者のニーズに沿ったサービス提供を行っています。

家族や介護者の就業状況の多様化に伴い、利用ニーズも多様化しています。

【今後の方針】

- ・ 利用ニーズを把握し、それに沿ったサービスが提供できるよう必要に応じて制度を見直します。

⑦身体障がい者用自動車改造費（操行装置および駆動装置等）助成事業

【現状と課題】

身体障がいのある人が通勤等に利用する自動車の改造経費を対象に、1件あたり75,000円を限度に助成しています。毎年度2～4件の助成があります。

【今後の方針】

- ・ 自動車改造は、障がいのある人が自立して社会参加するために必要であり、助成制度を周知します。

⑧自動車運転免許取得費助成事業

【現状と課題】

重度の身体障がいのある人が自動車運転免許を取得する費用のうち10万円を限度に助成しています。2～3年に1件程度の助成があります。

【今後の方針】

- ・ 社会参加の促進と移動手段の確保のため、助成制度を周知します。

エ 福祉サービスの充実

①補装具費支給事業

【現状と課題】

身体障がいのある人に対して、身体上の障がいを補うための用具・装具（義肢・車いす・座位保持装置・補聴器など）の購入・修理などに要する費

用を支給しています。

【今後の方針】

- ・ 滋賀県身体障害者更生相談所[※]と連携して、適切な支給を行います。

②身体障がい者用自動車改造費（車椅子の昇降装置、固定装置等）助成事業

【現状と課題】

重度身体障がいのある人が通院・通学等を行うために利用する介護者の自動車にリフト装置や昇降シート等を装着する場合に、1件あたり75,000円を限度に助成しています。毎年度1件程度の助成があります。

【今後の方針】

- ・ 社会参加の促進と移動手段の確保のため、制度の周知に努めます。

③障がい者就労支援施設等通所費助成事業

【現状と課題】

障がいのある人が就労支援施設・事業所へ通所のために利用する公共交通機関の費用を助成し、経済的な負担を軽減しています。

【今後の方針】

- ・ 社会参加の促進と経済的な負担軽減のため、事業を継続します。

④人工血液透析者通院費助成事業

【現状と課題】

人工血液透析のための通院に要する費用を助成しています。

【今後の方針】

- ・ 経済的な負担の軽減のため、事業を継続します。

⑤24時間対応型利用制度支援事業

【現状と課題】

緊急の場合や障害福祉サービスで対応することが困難な場合に、必要な支援を行い、障がいのある人の地域での生活を支えています。

【今後の方針】

- ・ 障がいのある人が、緊急時に必要な支援を受けられるよう事業を継続し、制度の周知に努めます。

⑥身体障がい児（者）ストーマ装具交付助成事業

【現状と課題】

日常生活用具給付等事業で給付するストーマ装具等の利用者負担分のうち、日常生活用具給付の基準額以上に必要とした額の一部を助成しています。決定した公費負担額に上乗せして補助することに課題があります。

【今後の方針】

- ・ 応益負担から応能負担への流れに応じた助成基準になるよう見直しを検討します。

⑦在宅介護用品助成事業

【現状と課題】

障がいにより紙おむつ等の介護用品（紙おむつ、リハビリパンツ、尿とりパット、清拭剤、ドライシャンプー、おしり拭き、介護シート、使い捨て手袋）を使用している人に、介護用品助成券を交付し助成しています。

在宅介護用品助成事業

対 象	助成額
20 歳未満	月 5,000 円
20 歳以上の非課税世帯	月 3,000 円

【今後の方針】

- ・ 介護者の負担軽減を図るため、制度の周知に努めるとともに、在宅介護を支援します。

⑧小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業

【現状と課題】

慢性呼吸器疾患など治療が長期にわたる疾病に罹っている子どもに対して、たん吸引器などを給付しています。



【今後の方針】

- ・ 制度の周知に努め、必要な用具の給付を行います。

才 難病患者への支援

【現状と課題】

原因不明、治療方針未確定で、症状の進行により日常生活に支障をきたす場合も少なくない難病患者への支援として、市では障害福祉サービスや介護保険サービスを提供し、在宅生活を支えています。

県では特定医療費（指定難病）助成制度により、経済的な負担を軽減しています。また、神経難病の人を対象に、「笑竹梅の会」という交流の場を設けています。

滋賀県難病相談・支援センター※では、講演会や福祉用具の貸し出し、難病ボランティアの養成を行っています。

高島市民病院では、難病医療拠点・協力病院としてレスパイト入院を受け入れています。

難病の患者数は年々増加傾向にあり、症状も多様化しています。難病と診断された人やその家族に対する継続した支援が必要です。

【今後の方針】

- ・ 難病と診断された人やその家族に対して、医療機関や県をはじめ、関係機関と連携して必要な支援に努めます。

(2) 居住系サービスの充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●

ア 地域生活の基盤整備と施設入所支援

【現状と課題】

アンケート結果をみると、暮らす場所について、施設入所者の66.7%の人が「今のまま生活したい」と回答し、最も高くなっています。一方で、「グループホームなどを利用したい」、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」と回答した割合がそれぞれ11.1%となっており、地域での生活を望む声もあることから、グループホームや在宅サービスの充実が必要です。

グループホームは、一定の介護や支援を受けながら地域の中で暮らすために必要なサービスであり、年々利用者数が増加しています。施設や病院を出て地域生活へ移行するにあたり、グループホームは受け皿として重要です。また、精神障がいや行動障がい、医療的なケアに対応できるグループホ

ームが求められています。

地域での生活が困難な重度の障がいがある人に対しては、障害者支援施設においてサービスを提供しています。その場合、日中は事業所で、夜間は施設で支援を行います。入所者の高齢化、障がいの重度化に伴い、通院や医療的なケアが必要な人が増えており、それらに対応できる支援体制が求められています。

【今後の方針】

- ・ 障がいのある人の地域生活を支えるため、ニーズに応じてグループホームの整備を進めるとともに、誰もが利用しやすいよう、バリアフリー化を推進します。
- ・ グループホームや一人暮らしの体験など、親元からの自立に向けた取組みについて検討します。
- ・ グループホームにおいて、一人暮らしを希望する利用者に対して必要な支援を行うほか、自立生活援助^{*}などのサービス利用を推進します。また、居住サポート事業の取組みについても検討します。
- ・ 施設入所者の地域移行を進める必要もありますが、地域での生活が困難な障がいのある人のために施設入所支援のサービスを提供します。
- ・ 障がい者自立支援協議会において、支援力の向上に向けた研修会の開催に協力します。

イ 適切なサービスの利用およびニーズへの対応

【現状と課題】

身体障がいのある人の施設入所にあたっては、以前から滋賀県身体障害者更生相談所が入所調整の役割を担っていますが、知的障がいのある人には入所調整の仕組みはありません。このため、障がい者自立支援協議会、各関係機関と連携し、施設入所の調整を行っています。

障害者支援施設では、年齢や障がいの程度等、様々な状態の人が一緒に生活しています。本人の状態に応じて適切なサービスを提供する必要がありますが、障害者支援施設は介護保険適用除外施設であることから、要介護の状態になっても、直接介護保険施設に入所できない状況があります。

また、手をつなぐ育成会からは、「親亡き後」ではなく「親あるとき」に、我が子の将来を見据えて考えていきたいとの意見もでています。通所施設を利用している人でも、通所ができなくなったら入所と考えている人や家族が多く、施設入所のニーズは高い現状があります。

【今後の方針】

- ・入所希望者の状況を把握し、施設入所の必要性や緊急性の判断を継続して行っています。
- ・障害者支援施設やグループホームにおいて、障がいのある人が要介護状態になった場合の対応について、介護保険関係者と連携し適切なサービス利用について協議を進めます。
- ・特別支援学校の進路懇談会を通じて、本人の希望に応じた進路相談を行います。
- ・新たなニーズや課題に対しては、障がい者自立支援協議会で地域課題として検討し、対策や施策化に取り組んでいます。

(3) 地域移行の推進 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

ア 地域生活への移行・継続とそれに伴うサービス提供体制の充実

【現状と課題】

障害者支援施設や病院から地域へ移行し、地域での生活を継続していくために必要なサービス提供体制を整え、障がいのある人の生活を地域全体で支えるシステムの実現が求められています。このため、市では地域生活支援拠点等を設置し、緊急時の受入れ体制の確保、体験機会の提供、人材育成などの機能の強化、充実を図ってきました。

地域生活への移行・継続を支援していくためには、今後もこの取組みを継続し、地域のあらゆる社会資源を最大限に活用する必要があります。

また、地域生活への移行に際しては、適切な意思決定支援を行いつつ、本人と家族の意向を尊重する必要があります。特に、精神科病院における長期入院患者の地域生活への移行を進めるにあたっては、精神科病院や地域援助事業者による努力だけでは限界があります。今後、本人も家族も安心し、納得できるような地域移行の体制を整えることが課題です。

【今後の方針】

- ・地域生活への移行や障がいのある人の高齢化、障がいの重度化、「親亡き後」を見据えて、地域生活支援拠点等の機能の強化、充実を図ります。
- ・障害者支援施設に入所、または、精神科病院に入院する障がいのある人等の地域移行を図るため、退所・退院時に地域での定着をサポートする地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）を活用します。
- ・施設入所者、精神科病院長期入院者、自立希望者を対象にした宿泊体験事

業の周知を図り、利用を促します。

- ・施設入所者の地域移行について、支障となっている要因や必要な支援を把握するとともに、適切な意思決定支援を行います。また、これらの情報を関係機関で共有し、連携して地域移行を進めます。
- ・精神科病院に長期入院している精神障がいのある人に対して、病院と連携して地域移行を進めます。また、グループホームなどの体験利用や退院後の通所施設利用を支援します。
- ・精神科病院長期入院者の地域生活への移行にあたっては、精神障がいのある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を進めます。

6 雇用・就労の促進

（１）就業相談の強化

ア 就業相談の充実

【現状と課題】

アンケート結果をみると、「仕事をしたい」と回答した割合は41.3%であり、前回調査と比較して就労に対する希望は横ばいとなっています。

就労を希望する人のニーズや社会経済状況が多様化している中で、障がいのある人が働きやすい社会を実現するため、一人ひとりの希望や能力に沿った、よりきめ細かい支援を提供することが求められています。

障がいのある人の就業面の相談については、ハローワークと働き・暮らし
応援センター（湖西地域障害者就業・生活支援センター）が大きな役割を担
っています。障がいのある人の就労促進に向け、職業相談の強化が必要です。

また、特別支援学校における進路指導についても、本人や保護者の希望に沿うよう、学校をはじめ、関係機関が連携した取り組みを行っており、今後も継続した支援が必要です。

【今後の方針】

- ・地域の情報収集に努め、障がいのある人の就労を支援します。
- ・職業訓練の場として、就労移行支援や就労継続支援（Ｂ型）を活用します。
- ・働き・暮らし応援センターを窓口に、就労の場の情報収集や企業開拓等、

関係機関との連携を図ります。

- ・ 障がいのある人が、就労先や働き方を決めるにあたり、本人の希望や就労能力、適性等に沿った選択ができるよう支援する仕組みを検討します。また、その結果を踏まえて、ハローワークによる職業相談につなげます。

①働き・暮らし応援センター事業

【現状と課題】

働き・暮らし応援センターは、障がいのある人の「働く」こと「暮らす」ことを一体的にサポートする専門機関として、本人・家族・事業所からの相談に応じており、就業に向けた支援を行う「雇用支援ワーカー」、日常生活支援を行う「生活支援ワーカー」に加え、就職先を開拓する「職場開拓員」、就労後のフォローや実習支援などを行う「就労サポーター」を配置し、生活から就労に至る一体的・総合的な支援を行っています。

障がいのある人の就労ニーズと事業所の雇用ニーズを結びつけるため、専門性を活かしたきめ細かな相談・支援が求められています。

また、市内では職業訓練の場が少なく、就労の掘り起こし、企業への雇用の場の開拓が必要です。

働き・暮らし応援センター事業の利用者（登録者）数の推移

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	370人	403人	370人	396人	366人

資料：働き・暮らし応援センター（各年度3月31日現在）

就労形態別 相談支援状況

項目	身体	知的	精神	その他	計
在職中（企業就労・一般就労）	25人	102人	57人	29人	213人
うち新規就職	2人	8人	7人	5人	22人
求職中	13人	45人	49人	13人	120人
その他	6人	10人	14人	3人	33人
計	44人	157人	120人	45人	366人

資料：働き・暮らし応援センター（令和5年3月31日現在）

【今後の方針】

- ・ 働き・暮らし応援センターの周知および活動の推進を図ります。
- ・ 障がいのある人やその家族、事業所からの相談に対して、専門的できめ細かな指導・助言ができるよう支援体制の充実を図ります。

- ・ 民間企業等の理解をより一層深め、障がいのある人の新たな職場を開拓します。
- ・ 障がいのある人が職場に適応して働き続けられるよう、ジョブコーチ※の派遣を調整し、障がいのある人と事業主を支援します。
- ・ 「働くための勉強会」を開催するなど、障がいのある人の新規就労を支援します。

(2) 雇用の促進 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

ア 雇用の促進（啓発）

【現状と課題】

本市では、障がいのある人の雇用の受け皿となる企業の確保を図るため、企業内人権問題研修事業を通して企業訪問し、理解を深めるための啓発活動を行っています。

市内雇用の推進を図るため、企業活動支援奨励金交付要綱に基づき市内従業員を増員した企業に対し、増加した市内従業員一人あたり 10 万円（雇用した従業員が障がいのある人の場合は 20 万円）を交付しています。

企業活動支援奨励金交付要綱に基づき奨励金を交付した事業所の状況

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度
事業所数	36事業所	51事業所	45事業所
市内従業員	265人	460人	818人
うち障がい者	8人	4人	22人

資料：商工振興課（各年度 3 月 31 日現在）

法定雇用率の段階的な引き上げなど、障がいのある人の雇用に関する取り組みが進められていますが、事業所の中には法定雇用率を達成していないところもあり、障がいのある人を取り巻く雇用環境は必ずしも良好とはいえません。事業所の数が少ない本市においては、障がいのある人の求人が出る機会が少なく、一般求人の中で挑戦しなければならない状況です。そのため、少ないチャンスを見つけトライワーク制度を利用しながら就労につなげています。

アンケート結果をみると、障がいのある人の就労の支援に必要なこととして、「職場の障がい者理解」と回答した人の割合が41.0%あり、ハード面の整備だけではなく、人間関係や障がい理解に関する不安が大きく挙げられています。

これらのことから、実習や体験のできる企業を増やすとともに、障がい理

解の促進、就労環境の整備、継続的な就労支援に取り組む必要があります。

国および地方公共団体において、障がい者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障がいのある人を採用し、法定雇用率を達成・維持すること、障がいのある人の雇用促進と職業安定を図るために必要な施策を総合的かつ効果的に推進し、ひとりでも多くの障がいのある人を雇用することが求められています。

市では、こうした要請を踏まえ、「高島市障がい者活躍推進計画※」を策定し、職場実習の受入れやチャレンジ雇用など、障がいのある人の雇用促進に取り組んでいます。

このような中、市職員の障がい者雇用に対する意識向上や障がいに応じた業務内容の検討、採用試験における配慮、また就労支援機関との綿密な連携を図っていますが、今後の法定雇用率引き上げに伴う採用人数の確保が課題となっています。

令和5年度における市役所の障がいのある人の雇用の状況

項目	法定雇用率	現状	雇用すべき	
			職員数	現状
市長部局	2.6%	2.64%	18.3人	18.5人
教育委員会部局	2.5%			

資料：人事課（令和5年6月1日現在）

【今後の方針】

- ・障がいのある人の職業的自立を図るため、労働、福祉、教育の分野が連携して多様な就労の場の拡大を図ります。
- ・障がいのある人の雇用の受け皿となる企業を確保するため、事業主に対して障がいのある人の雇用を促進する各種助成制度や障がい者法定雇用率制度等の周知徹底を図り、法定雇用率の達成を促進するとともに、企業内人権問題研修事業を通して、障がいのある人の雇用についての啓発活動を推進します。
- ・働き・暮らし応援センターを中心に、地元企業、事業所とのネットワークを広げます。
- ・雇用・就業は障がいのある人が地域でいきいきと生活していくための重要な柱であり、働くことを希望する障がいのある人が能力を最大限発揮できるよう支援し、就労を通じた社会参加を実現します。
- ・障がいのある人の就労機会の拡大を図るため、障がい者就労支援事業所協会、働き・暮らし応援センターの活動の推進を図ります。

- ・ 農業など他分野の産業と福祉の連携により、障がいのある人の就労を促進します。
- ・ 障がいのある人が、地域で暮らし、地域の一員としてともに生活できる地域共生社会の実現が必要です。そのため、事業所における適切な雇用機会を確保し、障がい者雇用促進を図ります。
- ・ 市主催の人権研修で障がい者雇用をテーマとして取り上げ、地元企業、事業所の啓発を行います。
- ・ 就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等を行うなど就労定着を支援します。

イ 優先調達の推進

【現状と課題】

「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進に関する法律」（障害者優先調達法）により、本市では障がいのある人の就労の安定を図り、自立に向けた支援を行うため、「障がい者就労施設等からの物品調達方針」を策定しています。市では、この方針に沿って年度ごとに調達する目標額を設定し、継続的に物品の調達や業務委託などの優先調達に取り組んでいます。

【今後の方針】

- ・ 就労支援事業所等の安定運営や工賃向上につながるよう、市役所から市内の就労支援事業所等に対し、物品等の発注を優先的に行うよう努めます。
- ・ 受注拡大に向けて、地元企業と就労支援事業所等の連携強化を図ります。
- ・ イベントでの出店など、様々な機会をとらえ、商品や事業の紹介を行い、販路の拡大を図ります。



7 生活環境の整備

(1) 生活空間の改善

ア 障がい者が移動しやすい歩行空間等の整備

【現状と課題】

障がいのある人が自立した生活を送るためには、障がいのある人に配慮した移動・交通手段の確保が必要です。

アンケート結果をみると、身体障害者手帳所持者では、外出するときや外出先で困ったこととして、「道路や駅に階段や段差が多い」、「外出先の建物の設備が不便（通路、トイレ、エレベーターなど）」、「公共交通機関が少ない（ない）」の割合が高くなっています。

市では、「高島市交通バリアフリー基本構想」に基づき、県とともに重点整備地区の道路や歩道、交通安全施設の整備に取り組んでいますが、歩道の設置が難しいことなどから、整備が進んでいない路線があります。

また、違法駐車や放置自転車の防止、自転車運転のマナー向上など、障がいのある人をはじめ、誰もが安全に移動できるやさしいまちづくりが求められています。

高島市交通バリアフリー基本構想に基づいた道路、歩道整備状況

項目	市道	県道
整備済み路線	3 路線	1 路線
一部整備済み路線	4 路線	2 路線
整備が必要な路線	18 路線	4 路線

資料：土木課（令和 5 年 3 月 31 日現在）

【今後の方針】

- ・歩道設置や道路のバリアフリー化に努めます。
- ・歩行者にとって安全で快適な空間を確保するため、交通安全施設の整備を進めるとともに、段差の解消や自転車歩行者道の設置、道路拡幅などの整備を計画的に進めます。

イ 障がい者にやさしい移動・交通対策の推進

【現状と課題】

JR湖西線の市内6駅のうち、現在、近江今津駅と新旭駅、安曇川駅、近江高島駅の4駅にエレベーターを設置するとともに、5駅に多機能トイレを整備するなど、バリアフリー化が進んでいます。

バス交通では、コミュニティバス路線に車椅子で乗降できる低床バスの運行を、市営バスでは、車両更新に合わせて手すりの改良を行っています。また、乗合タクシーの路線に事業者が車いす対応のタクシーを導入されています。

電車やバスなどの公共交通機関は、障がいのある人の移動手段として重要な役割を担っており、これらの維持と利便性向上が求められています。

【今後の方針】

- ・ JR 湖西線の周辺施設などについては、高島市交通バリアフリー基本構想に基づく重点整備区域として計画的にバリアフリー化を進めます。
- ・ 主要な公共交通機関であるバスについては、乗降のしやすさに配慮した車両を導入します。また、障がいのある人に対してきめ細かな対応を図ります。
- ・ バス、乗合タクシーの利用促進を図り、公共交通機関の維持と利便性の確保に努めます。

ウ 障がい者に配慮した福祉の環境づくり

【現状と課題】

本市では、公共施設のバリアフリー化として、手すり、スロープ、エレベーターを整備しています。また、区・自治会が行うバリアフリー改修工事に対して自治会集会所等整備事業補助金により支援するなど、集会施設等のバリアフリー化を推進しています。

障がいのある人が利用するうえで、物理的な面だけでなく、心や気持ちのうえでも利用しやすい施設環境が求められています。

【今後の方針】

- ・ 障がいのある人が利用しやすいよう、公共施設の改修に努めます。
- ・ 「だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例」に基づき、建築物の整備・誘導を進め、障がいのある人に限らず誰にとっても安全かつ快適な生活環境づくりに取り組みます。
- ・ 市関係部局をはじめ、企業や地域と連携し、ユニバーサルデザイン※の理念に基づき、すべての市民が安全・安心して快適な生活ができるよう福祉のまちづくりを推進します。
- ・ 建物のバリアフリーだけでなく、困っている人に気づく、声をかけるといった心のバリアフリーも推進します。

今後の市営住宅の整備方針については、大規模改修や新築整備ではなく、既存の団地の長寿命化を図ることとしているため、身体障がいのある人がいる世帯や高齢者世帯等、支援を必要とする入居者への適切な住宅供給が課題です。

市営住宅のバリアフリーの状況

バリアフリー対応住宅のある団地	マキノ駅前第3団地、市ヶ崎団地、新中野団地、新西万木団地 (新西万木団地には障がい者向け仕様 2戸)
風呂、トイレに手すりのある団地	新保団地、マキノ駅前第3団地、市ヶ崎団地、新中野団地、新西万木団地、北畑団地、上野第4団地、荒川団地

資料：都市政策課（令和5年3月31日現在）

【今後の方針】

- ・身体障がいのある人がいる世帯や高齢者世帯等の支援を進める中で、公営住宅や民間の賃貸住宅において、誰もが快適に安心して生活を営めるような住環境の確保、改善を図ります。
- ・市営住宅入居希望者の個々のニーズや状況の把握に努めます。

イ 障がい特性に応じた住宅改修の促進

【現状と課題】

障がいのある人が在宅で生活するには、障がいの状態に合わせて、移動しやすく、暮らしやすい住居にすることが必要です。

障がいのある人の住宅改修に関して、日常生活用具給付等事業（障がい者住宅改修費給付）や在宅重度心身障がい児（者）住宅改造事業の助成制度があり、これらの制度を併用することもできます。

【今後の方針】

- ・ 住み慣れた自宅での生活を容易にするため、また、介護者の負担を軽減するため、バリアフリー化に向けた住宅改修を支援します。
- ・ 介護保険の制度と連携しながら、助成制度の周知を図ります。
- ・ 一人ひとりの状態に合わせた適切な改修ができるよう、作業療法士等の助言を得る仕組みについて検討します。

8 安全・安心の確保

地震や風水害などの自然災害、感染症のまん延などは、とりわけ障がいのある人の生活に大きな影響をもたらします。アンケート結果をみると、災害などの緊急事態が発生した場合に、ひとりで避難できるかについて、「できない」の割合が32.5%となっています。また、市政モニターアンケートの結果では、災害時の障がいのある人の支援について、「できるだけ支援したいと思う」の割合が73.1%となっています。

災害時等の緊急事態における安全・安心の確保のため、障がいのある人をはじめ、地域住民が日頃から防災についての意識を高め、防災対策を強化することが重要です。

(１) 防災・防犯体制の充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

ア 地域ぐるみの支援体制の確立

【現状と課題】

災害発生時における安否確認や救助などに役立てるため、避難行動要支援者名簿を整備し、各区長・自治会長や民生委員・児童委員に配布しています。市では、「誰一人取り残さない防災」を実現するため、避難行動要支援者の中でも、自宅付近の災害リスクや心身の状態等から一人では避難できない人を対象に、個別避難計画※の作成を進めています。核家族化や高齢化、地域のコミュニティ活動の低下などにより自治会内のつながりが薄れつつあることから、災害時に助け合える地域づくりが求められています。

また、行政と福祉避難所の設置運営に関する協定を締結している法人とが連携を強化し、障がいのある人など特別な配慮が必要な人が安全に安心して避難生活を送れるよう、福祉避難所での受入れ体制を整える必要があります。

さらには、災害発生時、障害福祉サービス事業所等において、利用者の安全を確保し、必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。事業所職員だけでなく、地域住民や区・自治会などの協力を得ながら、これらの対応策を検討していく必要があります。

【今後の方針】

- ・避難行動要支援者制度やハザードマップの内容の周知・活用の推進、災害時におけるネットワークづくりに努めます。
 - ①自治会や近隣での見守り、支援の大切さを広めます。
 - ②災害時の支援者を育成します。

③自治会の自主防災組織での支援体制の構築の支援を行います。

- ・ 災害時に、障がいのある人など、特別な配慮が必要な人の緊急の受入れが可能となる設備等を備えた福祉避難所の拡充に努め、福祉避難所の開設訓練等を実施します。
- ・ 福祉専門職や地域住民の参画のもと、自主避難が困難な人を対象に、個別避難計画の作成を進めます。また、個別避難計画の作成、避難訓練を通して、地域の防災力向上を図ります。
- ・ 医療的ケア児等の災害時のニーズを把握し、必要な電源を確保するなどの対策を検討します。
- ・ 障がいのある人に対して、災害への備えや取るべき対応について、理解を深める取組みを進めます。
- ・ 障害福祉サービス事業所等における避難確保計画、業務継続計画の作成とそれに基づく取組みを促進し、利用者の安全と安定的・継続的なサービス提供体制を確保します。
- ・ 日常的に助け合える地域づくりのために区・自治会や民生委員・児童委員、関係機関と連携した地域福祉活動を推進します。

イ 緊急時の情報提供・通信体制の充実

【現状と課題】

災害発生時や緊急の際の情報提供、避難誘導については、それぞれの障がいに応じたきめ細かな対応が必要です。テレビの地震速報が流れても、視覚障がいのある人が1人である場合は、どこでどれ程の地震があったのかわからないという意見があります。

駅前などに電光掲示板があれば、聴覚障がいのある人にも情報提供が可能となります。

市では、聴覚や発語に障がいがあり、119番通報が困難な人を対象に「NET119緊急通報システム」を運用しています。また、防災行政無線やメール配信システムを活用し情報発信していますが、万全であるとは言えない状況です。

【今後の方針】

- ・ 災害時に安全を確保するため、必要な情報が迅速、的確に伝えられるよう意思疎通支援に取り組みます。
- ・ 市内の防災情報は、防災行政無線のほか、ホームページの緊急情報やメール配信システムで迅速に情報提供します。特に高齢者等避難や避難指示等

の情報については「エリアメール」（市内に存在するすべての携帯電話・スマートフォンへ強制的にメールを送信）による情報発信を行います。

- ・ 障がいのある人のメール配信システム登録を推進します。
- ・ 音声だけでなく文字でも情報を伝えられるよう、防災行政無線の発信機能を拡充し、メールや SNS などの多メディアに防災情報を配信します。
- ・ 避難所において、視覚に障がいのある人には音声による情報伝達、聴覚に障がいのある人には文字情報での情報伝達といった、障がい特性に配慮した情報提供に努めます。
- ・ 重度の身体障がいのある一人暮らし等の方が、安心して生活できるよう緊急通報システムを設置するとともに、制度の周知を行います。

ウ 感染症に対する体制整備

【現状と課題】

新型コロナウイルスの感染状況は落ち着きつつありますが、ひとたび感染症がまん延すると、健康が脅かされるだけでなく、社会生活や経済活動に大きな影響をもたらします。医療や福祉のサービスを利用することが多い障がいのある人にとって、その影響は特に大きく、深刻なものとなります。

このため、障害福祉サービス事業所等において、適切な感染予防、感染対策が求められます。

【今後の方針】

- ・ 感染症に適切に対応できるよう、注意喚起、情報提供を行います。
- ・ 感染拡大時であっても、生活支援に必要なサービスが提供できるよう、業務継続計画の策定と計画に基づく取組みを促進します。
- ・ 感染症対策に関して、地域全体で連携した支援体制を構築します。

エ 防犯、交通安全対策の推進

【現状と課題】

近年、障がいのある人や高齢者を狙った犯罪が多く発生しており、関係機関や地域と連携を図りながら、犯罪被害を未然に防ぐ対策が求められています。

また、障がいのある人を含め、誰もが交通事故に遭わないよう、障がいのある人に配慮した啓発や教育などの事故防止対策が必要です。

【今後の方針】

- ・ 地域住民や障害福祉サービス事業所等、警察などの連携を促進し、犯罪被害の防止と早期発見に努めます。
- ・ 地域において見守りや声かけを行うなど、民生委員・児童委員をはじめとする地域ぐるみでの防犯対策を推進します。
- ・ 高島市交通安全計画に基づき、障がいのある人に対して、障がい特性に応じた交通安全教育を推進します。また、特別支援学校等において行われる交通安全教育が円滑に行われるよう、情報提供等の支援を行います。

オ 消費者としての障がいのある人の保護

【現状と課題】

障がいのある人が消費生活におけるトラブルに巻き込まれるケースが多発しています。悪質商法などの消費者トラブルは年々複雑化、巧妙化しており、判断能力が十分でない人は、自分が被害にあっていることに気づかない場合も多くなっています。市では、消費生活センターを設置し、啓発や情報提供を行っています。

インターネットやスマートフォンの普及により、決済方法が多様化し手軽になる中、「見えないお金」のトラブルが頻発していることから、障がいのある人と支援者の双方が、正しい利用方法や仕組みを学習する必要があります。

【今後の方針】

- ・ 家族や地域の見守り、福祉関係者等支援者の連携により、障がいのある人が困ったときに気軽に相談できる体制を整備します。
- ・ 被害の未然防止や拡大を防ぐため、消費生活相談窓口の周知と啓発を行うとともに、支援者に対する研修を行います。
- ・ 必要な人が成年後見制度や地域福祉権利擁護事業を活用できるよう支援します。

9 社会参加の促進

(1) 社会参加への支援

アンケート結果をみると、外出の目的として「買い物」と答えた割合が69.3%と最も多く、次いで「医療機関への受診」が56.3%、「通勤・通学・通所」が52.4%となっています。

「外出するときに困ることは何ですか」との質問には「公共交通機関が少ない（ない）」と答えた割合が26.6%と最も高く、「困ったときにどうすればいいのか心配」との回答が22.2%でした。

このことから、障がいのある人の社会参加を促進するためには、移動支援や多様な活動機会の確保が必要です。

ア 移動を支える支援の充実

【現状と課題】

一人で外出することが難しい障がいのある人にとって、福祉有償運送※や見守り、介助などの移動支援が必要不可欠ですが、経済的な負担が大きいことや、休日のサービス利用希望に事業所が応えきれないなど、様々な制約があります。

障がいのある人が積極的に外出し、社会活動や余暇活動に参加できる環境を整える必要があります。

【今後の方針】

- ・福祉有償運送事業の周知を図り、登録事業者の確保と運営の安定化に努めます。
- ・福祉総合交通利用助成券を交付し、外出の際の経済的な負担を軽減します。
- ・障がいのある人が自動車を改造する場合や、自動車運転免許を取得する際の費用を助成し、障がいのある人の移動手段を確保します。

イ 社会参加のための環境整備

【現状と課題】

障がいのある人の自立と社会参加、交流を促進するため、障がい者団体が行う自主的な活動を支援していますが、障がい者団体の構成員の減少が課題となっています。また、障がいのある人に対して、パソコン教室や水泳教室などの余暇活動の場を提供するため、社会福祉法人に委託し、社会参加促進事業を行っています。

事業の対象者が、身体に障がいのある人が中心になっており、対象者の拡大と利用の促進が必要です。

【今後の方針】

- ・ 障がいのある人や保護者の交流、社会参加を進めるため、引き続き、障がい者団体の活動を支援します。また、障がい者団体の取組みを周知し、参加者の増加につなげます。
- ・ 社会参加促進事業の周知と対象者の拡大を図ります。

ウ つながりの場の充実

【現状と課題】

新型コロナウイルス感染症の影響によって、人々の生活は大きく変化しました。特に、人とのつながりが制限あるいは失われることで、社会的孤立に陥ったり、孤独感を感じる人が増えており、精神的な健康に悪影響を及ぼしています。

アンケート結果をみると、1週間の外出頻度について「めったに外出しない」「まったく外出しない」と答えた割合が16.8%でした。また、休日を楽しめているかについて、「いいえ」と答えた割合が28.0%であり、その理由として「何をしたらよいかわからない」「行く場所がない」との回答が多くなっています。

本市では、社会参加や交流の場として、地域活動支援センター事業を実施しています。また、障がいのある人が集い、レクリエーションや喫茶を楽しむカフェやサロンも開催されていますが、活動の場所やボランティア・担い手の確保が難しい場合が多く、十分とは言えない状況です。

人とのつながりを取り戻し、社会参加を促進するため、身近な地域で気軽に集まれる居場所、つながりの場の充実を図る必要があります。

【今後の方針】

- ・ 障がいのある人があらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるよう、また、様々な場所で活動できるよう取組みを進めます。
- ・ 事業所間で連携し、障がいのある人の選択肢が広がるような仕組みを作ります。
- ・ 社会参加促進事業により、サロン、水泳、パソコン教室など、様々な人が参加できる活動を提供します。
- ・ 障がいのある人と支援者が交流できる重要な居場所として、精神障がいの

ある人のサロンの活動を支援します。

- ・精神保健福祉連絡会（こころのかけはし）において、サロンや居場所の連携と参加者、スタッフ同士の交流を図ります。
- ・精神障がいのある人の社会参加や社会復帰を目指すため、デイケア事業の充実を図ります。
- ・障がいの有無にかかわらず、誰でも気軽に立ち寄れる「みんなの居場所」づくりを推進し、周知します。

エ 選挙における配慮

【現状と課題】

市内にある82か所の投票所のうち、車いすの設置は12か所、スロープの設置は37か所と少ない状況です。また、国政選挙、県の選挙では県の選挙管理委員会が県立聴覚障害者センターに委託し登録者に対して音声による選挙公報を作成していますが、市の選挙においては選挙期間が短く、対応が難しい状況です。なお、各投票所において点字投票ができるよう、機器を設置し対応しています。

【今後の方針】

- ・投票所については、車いすやスロープの設置を継続するとともに、バリアフリー対策を講じた施設の使用を検討するなど、円滑に投票できる環境づくりに努めます。
- ・音声、点字による選挙公報は、国・県の選挙を参考に導入を検討します。
- ・各投票所において、点字器の取扱いを周知します。

（２）学習・スポーツ・文化活動等への支援 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

ア スポーツ・レクリエーション活動への支援

【現状と課題】

障がいのある人がスポーツ・レクリエーションに参加することで、健康づくりや自己実現につながるとともに、障がいのある人もない人も一緒にスポーツを楽しむことで、交流や障がいへの理解を深めることができます。

本市では、障がいのある人で組織するソフトボールチームが活動しているほか、アーチェリーやボウリング、水泳などの種目において、スポーツ大会に出場し好成績を収める選手が輩出しています。また、2020年東京オリンピック・パラリンピックで盛り上がりを見せた障がい者スポーツ「ボッ

チャ」を通じて、障がいのある人同士、また障がいのない人も交えて交流が広がっています。

その一方で、障がいのある人のスポーツを支える指導者やボランティアが少ないこと、参加できる場が限られていることが課題となっています。

令和7年に開催される国民スポーツ大会・全国障害者スポーツ大会を契機に、障がいのある人にとって、より一層、スポーツが身近に感じられるよう、スポーツに参加することや、スポーツに親しむ環境を整えることが必要です。

【今後の方針】

- ・ 市民一人ひとりが幼少期から高齢期に至るまで、体力・能力に応じて身近な地域で気軽にスポーツを楽しむことができる「生涯スポーツ社会」の実現を目指します。
- ・ 障がい者団体や支援団体、スポーツ推進委員会、総合型地域スポーツクラブ等と連携し、障がいのある人もない人も、一緒にスポーツ・レクリエーション活動に取り組める機会づくりを推進します。
- ・ 障がい者スポーツ大会への参加を支援し、活躍の場を広げます。
- ・ 全国障害者スポーツ大会を契機に、障がい者スポーツや障がいへの理解を深めるための啓発に努めます。
- ・ 障がいのある人が安心して、楽しくスポーツ活動に取り組めるよう、障がい者スポーツを支える指導者やボランティアの養成に努めます。

イ 文化・芸術活動への支援

【現状と課題】

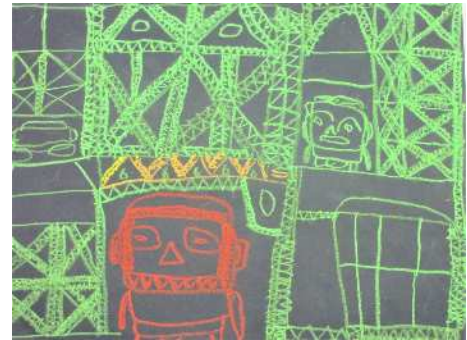
文化・芸術活動は、人生を豊かにし、自分の可能性や生きがいを見つけるうえで大きな影響力があります。

地域活動支援センターでは、書道や音楽、絵画、陶芸などの活動に取り組んでおり、その活動の一環で、芸術大学教授や学生ボランティアの協力を得て、アート活動やアート展が行われています。その他、障害福祉サービス事業所において、陶芸教室なども行われており、芸術に触れる機会が増えています。また、K O S E I 輝く芸術祭を毎年開催しており、障がいのある人の発表の場として、日常生活の励みにつながっています。

障がいのある人が気軽に参加できる場を増やし、個性や才能を生かしながら自由に文化・芸術に親しめるよう、広く関係者の声を聞き、文化行政施策に反映していく必要があります。

【今後の方針】

- ・ 文化・芸術活動を体験できる機会や活動を継続できる環境を確保するとともに、作品等を発表する機会の充実を図ります。
- ・ 文化・芸術活動を通して障がいのある人との交流を図り、障がい理解を促進します。
- ・ 市民一人ひとりが、年齢や障がいの有無に関係なく、生涯を通じて文化・芸術に親しむことができる環境を整えます。



KOSEI 輝く芸術祭 出品作品

ウ 生涯学習の推進

【現状と課題】

障がいのある人が、社会とのつながりを持ちながら、自己の可能性を追求し、自己実現を図るうえで、生涯学習は重要ですが、学ぶ機会や学びの場が十分にあるとは言えない状況です。

市では、障がいのある人や障がいのある人を支援する団体等が公民館等の社会教育施設を利用する場合に、施設利用料の減免をしています。また、安曇川障害者デイサービスセンターでは、県立視覚障害者センターと共催して出前教室を開催しています。

今後も、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが個性や能力を発揮しながら、いきいきと暮らせるよう、生涯学習に気軽に取り組める環境づくりやニーズに沿った学びの場づくりが望まれます。

【今後の方針】

- ・ 障がいの有無にかかわらず、いつでも、どこでも、誰でも、自由に学び、学びの成果を生かすことができる機会、場所を提供し、生涯学習の機運を醸成します。
- ・ 障がいのある人の生涯学習を支援するため、引き続き、社会教育施設の施設利用料を減免します。
- ・ 出前教室の継続開催に努め、家族や支援者、市民の参加が広がるよう広報していきます。

10 権利擁護・虐待防止

市では、「高島市人権の実現を目指す条例」を制定し、人権尊重のまちづくりを推進していますが、障がいのある人に対する正しい理解がいまだ十分とは言えず、偏見や差別のほか、虐待などの権利侵害も少なくありません。

アンケートの結果からも、差別や偏見を「よく感じる」、「ときどき感じる」との回答が33.8%となっています。また、虐待を受けたことが「ある」との回答が17.5%となっています。

このため、今後も引き続き、権利擁護・虐待防止に向けた対策の強化が求められます。

(1) 権利擁護支援体制の充実 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

ア 意思決定支援の充実

【現状と課題】

障がいのある人が自ら決定することに困難を抱える場合、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り自らが意思決定できるよう支援する必要があります。

意思決定支援は、個々の能力や特性に応じて自己決定に必要な情報提供、説明を行い、意思表示できるようにすること、表現された意思をくみ取り、尊重することが大切で、本人の意思確認がどうしても困難な場合に、関係者が集まって本人の意思を推定することになります。

支援の中で本人以外が判断してしまい、意思決定が阻害される場合があることから、適切な意思決定支援が行われるよう絶えず確認し、必要な知識や技術の習得、意識の向上に努める必要があります。

【今後の方針】

- ・ 障がいのある人の意思決定や意思決定支援の意義に関して周知を図ります。
- ・ 障がいのある人が、希望する暮らしや必要なサービス・支援等を選択できるよう、意思決定を支援する取組みを推進します。
- ・ 意思決定支援に必要な知識や技術を習得できるよう、関係機関や支援者に対して研修等を実施します。
- ・ 意思決定支援に関わる支援者ネットワークの構築を検討します。
- ・ 権利擁護支援や意思決定支援に関する支援方法等について、多職種が参画して検討する「権利擁護支援定例会」を設置します。

イ 成年後見等、権利擁護の充実

【現状と課題】

権利擁護とは、「その人らしく生きる権利を守ること」です。障がいのある人のなかには、判断能力の低下や理解の難しさなどから、自分らしい生活を送るうえでの決定や実現が困難であるために権利が侵害された状態にある人がいます。医療・介護・福祉等の必要な制度やサービスを利用し、財産の管理が適切にできるよう支援する必要があります。

成年後見制度はこれらの支援を推進するための手段の一つであり、判断能力が不十分な人が契約などを行う際に不利益を被らないようにし、権利と財産を守ります。

権利擁護支援の具体的な実践や成年後見制度の利用促進にかかる取組みをさらに推進していく必要があるため、令和5年度に市と成年後見サポートセンターにより中核機関※を設置しました。中核機関では、「権利擁護支援の検討チームの編成」「後見人等の受任調整」「市民後見人の必要性」「持続可能な権利擁護支援」等について、専門職を中心としたネットワークでの検討を行っています。

今回のアンケート結果では、「成年後見制度」の認知度について、「名前も内容も知らない」の割合が32.5%となっており、前回調査よりやや改善したものの、依然として認知度は低い状態です。このため、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業などを必要な人が適切に利用できるよう周知し、利用促進に向けた取組みをしていく必要があります。

また、療育手帳や精神障害者保健福祉手帳の交付者数が増加傾向にある一方で、成年後見制度の受け皿となる担い手の不足が課題となっています。今後増加が見込まれる後見ニーズに対応するためにも、後見活動の担い手の確保が必要です。

【今後の方針】

- ・ 中核機関を中心に多職種が連携し、成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等の制度周知を図るとともに、権利擁護支援の必要な人の発見に努め、速やかに必要な支援に結び付けます。
- ・ 財産管理だけでなく、意思決定支援や身上配慮も重視した後見人等の選任など、適切な権利擁護支援や成年後見制度の運用を目指します。
- ・ 地域、司法、福祉、当事者団体、中核機関などの関係機関と連携し、権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを推進します。
- ・ 地域連携ネットワークやチームでの見守り体制の整備により、親族後見人等が孤立することなく、日常的に相談等を受けられる体制を整備し、不正発生を未然に防ぐ体制を整えます。

- ・成年後見制度の利用が必要で、制度利用に伴う費用の負担が困難な障がいのある人に対して、申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）や利用に要する経費（後見人等の報酬）の助成を行います。
- ・地域連携ネットワークを中心に、後見人となり得る専門職の把握や受任への働きかけ、後見活動を行う社会福祉法人等の拡大など、担い手の確保に努めます。

地域福祉権利擁護事業の実施状況（実利用人数）

項 目	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
認知症高齢者	20 人	15 人	10 人
知的障がい者	36 人	35 人	34 人
精神障がい者	18 人	15 人	16 人
そ の 他	11 人	16 人	19 人
計	85 人	81 人	79 人

資料：高島市社会福祉協議会（各年度 3 月 31 日現在）

（２）虐待予防の体制と支援の強化 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

ア 障がい者虐待防止ネットワークの構築

【現状と課題】

虐待は障がいのある人に対する重大な権利侵害であり、あってはならないことですが、アンケート結果では、虐待を受けたことがあるかについて、「ある」と答えた割合が 17.5%と、3 年前の調査と比較して、3.4 ポイント増加しています。

障がい者虐待に関する認識が広がった結果という見方ができる一方で、障がいのある人の尊厳が傷つけられているという事実をしっかりと受け止める必要があります。

虐待が起こる要因は、養護者が抱える心身の状態や経済的な問題、障がいに対する理解不足等、様々ですが、養護者の負担を軽減するための支援についても取り組む必要があります。

障害福祉サービス事業所においては、虐待防止委員会の設置が義務付けられ、虐待防止に向けた体制が強化されましたが、職員の障がい特性に対する知識や経験の不足、組織として体制が整っていないこと等を背景に、虐待が発生しています。

その他、障がいのある人の就労先での使用者による虐待、障がいのある子どもに対する児童虐待など、あらゆる場面で起こり得る権利侵害を防ぐことが大切です。障がいのある人の安全と権利を守るため、障がい者虐待の未

然防止、早期発見、発生した場合の迅速な対応、再発防止の取組みが重要であり、関係機関との緊密な連携による体制づくりと取組みの強化が求められます。

【今後の方針】

- ・ 差別や虐待などの人権侵害について、関係機関と連携しながら、相談支援の充実を図ります。
- ・ 「障害者虐待防止法」の周知啓発を継続して積極的に行います。
- ・ 「障害者虐待防止法」に基づき、障がい者虐待防止センターの機能充実を推進し、虐待防止に積極的に取り組めます。
- ・ 障がいのある人への虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、教育・福祉・保健・医療・警察などの関係機関と緊密に連携します。
- ・ 障がいのある人に対して、速やかに安全確保や安全確認、事実確認を行える体制を整備します。
- ・ 施設従事者等に対する研修、障がい者虐待の通報義務等の制度の周知により支援体制の強化を図ります。
- ・ 児童虐待の早期発見・早期対応の取組みを強化するため、「要保護児童対策地域協議会」のネットワークを活用することにより、関係機関と連携し、必要な情報の交換、支援の内容に関する協議を行います。
- ・ 子どもとその保護者等に対し、子ども自身が様々な暴力から心と体を守る力を引き出すCAPプログラム※を実施します。
- ・ 児童虐待防止の啓発として、オレンジリボン運動を展開し、広報活動や講演会・研修会等を行います。
- ・ 支援を必要とする家庭に対して、養育支援訪問や子育て短期支援などの事業を活用し支援します。
- ・ こども家庭センターの体制整備により、妊娠期から40歳までの継続的・包括的な相談支援体制を構築します。虐待の背景にある家庭の問題に対応するため、関係機関との連携強化を図り、必要な支援につなげていきます。また、虐待予防の視点を重視した支援体制の充実を図ります。

第5章 障がい福祉計画・障がい児福祉計画

第5章

障がい福祉計画・障がい児福祉計画

1 障害者総合支援法等の概要

平成 18 年に施行された「障害者自立支援法」が、平成 25 年 4 月に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」として改正され、障がいのある人が個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な障害福祉サービスの給付、地域生活支援事業その他の支援を総合的に行うことなど、制度の谷間のない、応能負担を基本とする総合的な制度として定められました。

その後、平成 28 年の障害者総合支援法と児童福祉法の改正により、障がいのある人が自らの望む地域生活を営むことができるよう、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実を図ること、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の拡充、サービスの質の確保・向上を図ることになりました（平成 30 年 4 月施行）。

また、令和 4 年の障害者総合支援法の改正により、障がいのある人の地域生活の支援体制の充実、多様な就労ニーズに対する支援および障がい者雇用の質の向上の推進、精神障がいのある人の希望やニーズに応じた支援体制の整備などにより、障がいのある人の地域生活や就労支援の強化等を図ることになりました（令和 6 年 4 月施行）。

こうしたことを踏まえ、本市では、国の基本指針に基づき、障がいのある人や障がいのある子どもの地域生活を支援するためのサービスにかかる数値目標を設定するとともに、サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るため、「障がい福祉計画（第 7 期）」、「障がい児福祉計画（第 3 期）」を策定し、地域共生社会の実現に向けた取組みを進めます。

2 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の基本方針

(1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援 ● ● ● ● ●

「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現する」という障害者基本法の目的を踏まえ、障がいのある人が自ら望む自立と社会参加を実現できるように、障害福祉サービス等の充実を図ります。

(2) 障がい種別によらない一元的な障害福祉サービスの実施 ● ● ●

障害福祉サービスに関し、市が実施主体であることを基本とし、障がいの種別によらない一元的な福祉サービスを提供し、広域的な事業や適切な支援等を通じて、サービス水準の向上を図ります。

(3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備 ● ● ● ● ● ● ● ●

施設入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等、地域でいきいきと安心して暮らせるための課題に対応したサービス提供体制の整備を図ります。

(4) 地域共生社会の実現に向けた取組み ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

地域のあらゆる住民が「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや、制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保等にかかる取組みを計画的に推進します。

(5) 障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援 ● ● ● ● ●

障がいのある子どもの健やかな育成を支援するため、障害児通所支援および障害児相談支援を推進するとともに、地域の保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関の連携により、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。また、障がいの有無にかかわらず、すべての子どもがともに成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

3 令和8年度までの目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

《成果目標》

令和4年度末の施設入所者のうち、グループホームや一般住宅等に移行する人の数を見込み、これまでの実績および地域の実情を踏まえ、令和8年度末における地域生活に移行する人の数を成果目標として設定します。

区 分	数 値	考え方
現時点の施設入所者数（A）	131 人	令和4年度末の施設入所者数
令和8年度末の施設入所者数（B）	131 人	令和8年度末時点の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数と同数として設定する
【目標値】 削減見込（A－B）	0 人 (－%)	差引減少見込数
【目標値】 地域生活移行者数	4 人 (6%)	施設入所からグループホーム等へ移行する人の数を令和4年度末時点の施設入所者の6%以上とする

《達成のための方策》

福祉施設から地域移行を希望する人の意向を踏まえ、地域の社会資源の情報提供などの相談に対応するとともに、福祉施設や地域相談支援事業所、計画相談支援事業所などの各機関と連携を図ります。地域での生活を試行的に体験するなど、地域移行を円滑に推進するための支援計画に基づき、地域相談支援事業所と連携を図り必要なサービスを提供することにより、安定した地域生活の継続を支援します。

また、県外福祉施設入所者が、一人でも多く県内で生活できるよう、その実現を目指します。

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 ● ● ● ●

《成果目標》

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市や県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がいのある人の地域移行や地域定着を図ります。

《活動指標》

①保健、医療および福祉関係者による協議の場

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指すにあたっては、湖西地域の中核的人材育成事業（滋賀のみんなでつくる精神保健医療福祉チーム事業）を活用し、障がい者自立支援協議会精神保健福祉部会と連動して、重層的な連携による支援体制の構築を図ります。

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
協 議 の 場 の 開 催 回 数	1 回 以 上	1 回 以 上	1 回 以 上
協 議 の 場 の 参 加 者 数	15 人	15 人	15 人
目 標 設 定 お よ び 評 価 の 実 施 回 数	1 回 以 上	1 回 以 上	1 回 以 上

②精神障がい者の地域移行・定着

精神障がいのある人の現在のサービス利用実績やニーズ、入院中の精神障がいのある人の状況を勘案し、地域移行支援、地域定着支援、共同生活援助、自立生活援助、自立訓練（生活訓練）の利用見込数を活動指標として設定します。

区 分		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
【目標値】	地域移行支援利用者数	3 人	3 人	3 人
【目標値】	地域定着支援利用者数	2 人	2 人	2 人
【目標値】	共同生活援助利用者数	20 人	22 人	24 人
【目標値】	自立生活援助利用者数	3 人	3 人	3 人
【目標値】	自立訓練（生活訓練）利用者数	2 人	3 人	4 人

(３) 地域生活支援の充実 ●●●●●●●●●●●●●●●●

《成果目標》

①地域生活支援拠点等が有する機能の充実

地域生活への移行や障がいのある人の高齢化、障がいの重度化、「親亡き後」を見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支える仕組みとして地域生活支援拠点等を設置し、機能の強化・充実に取り組んでいます。これらの取り組みに

ついて、障がい者自立支援協議会等を活用し、運用状況の検証および検討を行います。また、拠点コーディネーターの配置に努めます。

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
検 証 等 の 開 催 回 数	1 回以上	1 回以上	1 回以上
コーディネーターの配置	1 人	1 人	1 人

②強度行動障がいのある人に関する支援体制の整備

強度行動障がいのある人に関して、その状況やニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備します。

（４）福祉施設利用者等の一般就労への移行 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

《成果目標》

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援等を通じて、令和 8 年度中に一般就労に移行する人の数を成果目標として設定します。目標の設定にあたっては、これまでの実績および地域の実情を踏まえて設定します。

区 分	数 値	考え方
【目標値】令和 8 年度の年間一般就労移行者数	8 人	令和 8 年度において一般就労への移行者数を令和 3 年度実績の 1.28 倍以上とする
うち就労移行支援事業所における一般就労移行者数	3 人	就労移行支援を通じた一般就労への移行者数を令和 3 年度実績の 1.31 倍以上とする
うち就労継続支援事業所における一般就労移行者数	5 人	就労継続支援を通じた一般就労への移行者数を令和 3 年度実績の 1.29 倍以上とする

【達成のための方策】

ハローワーク、働き・暮らし応援センターおよび就労系事業所などと連携し、一般就労に向けた取組みを支援していきます。

（５）障がい児支援の提供体制の整備等 ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●

《成果目標》

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制を構築し、ライフステージに応じた切れ目のない支援を促進します。

《活動指標》

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	200 件	200 件	200 件
地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数	7 件	7 件	7 件
地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	10 回	10 回	10 回
個別事例の支援内容の検証の実施回数	1 回	1 回	1 回
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数	1 人	1 人	1 人
相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	2 回	2 回	2 回
相談支援事業所の参画による事例検討参加事業所数	8 事業所	8 事業所	8 事業所
障がい者自立支援協議会の専門部会設置数	4 部会	4 部会	4 部会
障がい者自立支援協議会の専門部会実施回数	16 回	16 回	16 回
主に計画相談支援等に従事する地域の相談支援専門員数	10 人	11 人	12 人

(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための体制構築 ● ● ● ●

《成果目標》

①障害者総合支援法の具体的な内容の理解、②障害福祉サービス等の利用状況の把握、③必要とする障害福祉サービス等が提供できているかの検証、④請求の過誤をなくするための取り組みや適正な運営を行っている事業所の確保など、障害福祉サービス等の質を向上させるための体制を構築します。

《活動指標》

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等にかかる各種研修等への市職員の参加人数	1 人	1 人	1 人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	1 回以上	1 回以上	1 回以上

4 障害福祉サービス等に関する見込量

令和8年度までの各年度における障害福祉サービス等の種類ごとに、実施に関する考え方と見込量、確保のための方針を定めます。見込量については、現在の利用実績、障がいのある人のサービス利用意向、地域の実情等を踏まえて設定し、社会情勢の変化等によって、必要に応じ見直しを行います。

(１) 訪問系サービス ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

訪問系サービスには、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援のサービスがあります。

①居宅介護（ホームヘルプ）

居宅における入浴・排せつ・食事等の介護や家事、通院等の介助を行います。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利 用 者 数 / 月	65 人	70 人	75 人
必 要 な 量 / 月	970 時間	1,050 時間	1,125 時間

②重度訪問介護

重度の障がいがある人で常時介護を必要とする人が対象です。居宅における入浴・排せつ・食事等の介護や家事、外出時の移動中の介護等を総合的に行います。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利 用 者 数 / 月	1 人	1 人	1 人
必 要 な 量 / 月	5 時間	5 時間	5 時間

③同行援護

視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人が対象です。視覚障がいのある人に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の手助け等、外出に必要な支援を行います。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利 用 者 数 / 月	8 人	8 人	8 人
必 要 な 量 / 月	70 時間	70 時間	70 時間

④行動援護

知的障がい等により行動上著しい困難がある人が対象です。行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動中の介護等を行います。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利 用 者 数 / 月	35 人	38 人	40 人
必 要 な 量 / 月	500 時間	550 時間	600 時間

⑤重度障害者等包括支援

四肢の麻痺や寝たきりの状態にあるなど、介護の必要性が著しく高い人が対象です。居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に提供します。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利 用 者 数 / 月	1 人	1 人	1 人
必 要 な 量 / 月	50 時間	50 時間	50 時間

(2) 日中活動系サービス ●●●●●●●●●●●●●●●●

日中活動系サービスには、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労選択支援※、就労移行支援、就労継続支援（A型）、就労継続支援（B型）、就労定着支援、療養介護、短期入所のサービスがあります。

①生活介護

常時介護を必要とする人に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動や生産活動の機会を提供します。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利 用 者 数 / 月	180 人	180 人	180 人
必 要 な 量 / 月	3,500 人日分	3,500 人日分	3,500 人日分

②自立訓練（機能訓練・生活訓練）

自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練等を行います。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利 用 者 数 / 月	10 人	10 人	10 人
必 要 な 量 / 月	150 人日分	150 人日分	150 人日分

③就労選択支援

就労先や働き方を決めるにあたり、障がいのある人の希望や能力、適性等をアセスメントし、その結果に沿って適切な選択ができるよう支援します。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利 用 者 数 / 月	—	2 人	5 人
必 要 な 量 / 月	—	40 人日分	100 人日分

④就労移行支援

一般企業等への就労を希望する人が対象です。定められた期間、就労に必要な訓練、求職活動の支援、就労後の職場定着のための支援等を行います。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利 用 者 数 / 月	10 人	10 人	10 人
必 要 な 量 / 月	150 人日分	150 人日分	150 人日分

⑤就労継続支援（A型）

一般企業等への就労が困難で、継続的な就労が可能な人が対象です。利用者と事業者との間で雇用契約を締結して、働く場を提供するとともに、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練等を行います。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利 用 者 数 / 月	10 人	10 人	10 人
必 要 な 量 / 月	200 人日分	200 人日分	200 人日分

⑥就労継続支援（B型）

一般企業等への就労が困難な人が対象です。働く場を提供するとともに、就労に必要な知識および能力の向上のための訓練等を行います。利用者と事業者との間に雇用契約は締結しません。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利 用 者 数 / 月	210 人	210 人	210 人
必 要 な 量 / 月	3,700 人日分	3,700 人日分	3,700 人日分

⑦就労定着支援

新たに一般就労した障がいのある人に対して、定められた期間、就労に伴って生じる日常生活や社会生活の問題に関する相談、指導や助言等の支援を行います。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利 用 者 数 / 月	10 人	10 人	10 人

⑧療養介護

医療と常時介護を必要とする人が対象です。医療機関への入院による医学的管理のもと、食事・入浴・排せつ等の介護や日常生活上の支援を行います。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利 用 者 数 / 月	12 人	12 人	12 人

⑨短期入所

介護者の病気等の場合に、夜間も含め施設で入浴・排せつ・食事の介護等を行います。福祉型と医療型があり、医療型は、医療的ケアが必要な人が対象で、宿泊を伴わない利用も可能です。

	実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
福祉型	利用者数 / 月	35 人	40 人	45 人
	必要な量 / 月	250 人日分	300 人日分	350 人日分
医療型	利用者数 / 月	8 人	8 人	8 人
	必要な量 / 月	80 人日分	80 人日分	80 人日分

(3) 居住系サービス ●●●●●●●●●●●●●●●●

居住系サービスには、共同生活援助、施設入所支援等のサービスがあります。

① 共同生活援助（グループホーム）

主に夜間に共同生活を営む住居で、相談、介護など、日常生活の援助を行います。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必 要 な 人 数	105 人	110 人	115 人

② 施設入所支援

主に夜間に障害者支援施設で、入浴・排せつ・食事等の介護、生活等に関する相談・助言など、必要な日常生活上の支援を行います。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必 要 な 人 数	65 人	64 人	62 人

③ 自立生活援助

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がいのある人に対して、定期的な巡回や通報を受けて行う訪問、相談対応により状況を把握し、必要な情報の提供や助言等の援助を行います。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必 要 な 人 数	3 人	3 人	3 人

(4) 相談支援 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

計画相談支援は、障害福祉サービスの利用が必要な人に対して、サービス利用に関する調整を行い、サービス等利用計画を作成するなど、きめ細かなケアマネジメント※を提供します。

また、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）は、施設入所者や入院中の精神障がいのある人に対して、地域生活への移行や定着に向けた支援を行います。

種類	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
計 画 相 談 支 援	450 人	460 人	470 人
地 域 移 行 支 援	3 人	3 人	3 人
地 域 定 着 支 援	2 人	2 人	2 人

(5) 地域生活支援事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●

地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じて市が実施するもので、障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むうえで必要な支援を行います。

ア 理解促進研修・啓発事業

障がいのある人が日常生活や社会生活を営むうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、地域住民に対して、障がいのある人に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有

イ 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民などが地域において自発的に行う活動を支援します。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有

ウ 相談支援事業

障がいのある人が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人や家族、介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供や権利擁護のための援助を行います。

①相談支援事業

障がい者相談支援事業

障がいのある人の福祉に関する問題に対し、障がいのある人やその保護者または介護者からの相談に応じ、必要な情報の提供や助言等を行います。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合相談支援事業所	1か所	1か所	1か所
特定相談支援事業所	8か所	8か所	8か所

障がい者自立支援協議会

障がいのある人の地域における自立した生活を支援していくため、障害福祉サービス事業所や医療・教育・雇用を含めた関係機関が地域の課題を共有し、地域の支援体制の整備について協議する場として設置しています。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施の有無	有	有	有

②相談支援機能強化事業

相談支援の機能を強化するため、専門職員を配置し、相談支援事業所等に対する専門的な指導・助言、人材育成等を行います。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実 施 の 有 無	有	有	有

③住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅や民間の賃貸住宅）への入居を希望しながら保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等に関わる支援を行います。また、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人の地域生活を支援します。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実 施 の 有 無	有	有	有

エ 成年後見制度利用支援

①成年後見制度利用支援事業

判断能力が十分でない障がいのある人について、成年後見制度の利用を促進するとともに、成年後見人の報酬など、成年後見制度の利用に要する費用を助成します。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
報 酬 助 成 制 度 利 用 者 数 / 年	3 人	3 人	3 人

②成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における法人後見活動を支援するため、実施団体に対する研修や安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築、実施主体の拡大などに取り組みます。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実 施 の 有 無	有	有	有

オ コミュニケーション支援事業

聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人との意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行います。

①手話通訳者設置業務

市役所に手話通訳者を設置して、円滑な意思疎通を支援します。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必 要 量 / 月	1 人	1 人	1 人

②手話通訳者等派遣事業

障がいのある人の日常生活や社会参加を支援するため、医療機関や公的機関、イベント会場などに手話通訳者や要約筆記者を派遣します。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必 要 量 / 月	40 人	43 人	45 人

③手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある人等との交流活動の促進、広報活動の支援者として期待される手話奉仕員（日常会話程度の手話表現技術を取得した者）の養成研修を行います。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
研 修 修 了 者 数	10 人	10 人	10 人

カ 日常生活用具給付等事業

在宅の障がいのある人に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付等により、日常生活の便宜を図ります。

①介護・訓練用支援用具

特殊寝台、特殊マット、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす、訓練用ベッドなどの用具を給付します。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必 要 量	5 件	5 件	5 件

②自立生活支援用具

入浴補助用具、便器、頭部保護帽、歩行補助つえ、移動・移乗支援用具、特殊便器、火災警報器、自動消火器、電磁調理器、歩行時間延長信号機用小型送信機、聴覚障がい者用屋内信号装置などの用具を給付します。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必 要 量	6 件	6 件	6 件

③在宅療養等支援用具

透析液加温器、ネブライザー（吸引器）、電気式たん吸引器、酸素ボンベ運搬車、盲人用体温計（音声式）、盲人用体重計などの用具を給付します。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必 要 量	12 件	12 件	12 件

④情報・意思疎通支援用具

携帯用会話補助装置、情報・通信支援用具、点字ディスプレイ、点字器、点字タイプライター、視覚障がい者用ポータブルレコーダー、視覚障がい者用活字文書読上げ装置、視覚障がい者用拡大読書器、視覚障がい者用時計、聴覚障がい者用通信装置、聴覚障がい者用情報受信装置、人工喉頭、福祉電話（貸与）、ファクシミリ（貸与）、点字図書などの用具を給付または貸与します。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必 要 量	20 件	20 件	20 件

⑤排泄管理支援用具

ストーマ装具、紙おむつ、収尿器などの用具を給付します。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必 要 量	1, 250 件	1, 275 件	1, 300 件

⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）

障がいのある人の移動等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うものを給付します。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
必 要 量	4 件	4 件	4 件

キ 移動支援事業

屋外での移動に困難がある障がいのある人について、通院や通学を除く社会生活上必要不可欠な外出および余暇活動など、社会参加のための外出支援を行い、地域での自立生活や社会参加を促進します。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
実 施 か 所	6 か所	6 か所	6 か所
利 用 者 / 月	60 人	60 人	60 人

ク 地域活動支援センター事業

地域活動支援センターにおいて、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行い、障がいのある人の地域生活を支援します。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実 利 用 人 数 / 月	105 人	110 人	115 人
延 べ 利 用 回 数 / 月	520 回	530 回	550 回

ケ その他の地域生活支援事業

①日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を提供し、介護している家族の就労支援や負担の軽減を図ります。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実 利 用 人 数 / 月	48 人	48 人	48 人
延 べ 利 用 回 数 / 月	320 回	320 回	320 回

②訪問入浴サービス事業

自宅での入浴が困難な重度の身体障がいのある人等に、移動入浴車による入浴サービスを提供し、心身のケアを行います。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実 利 用 人 数 / 月	7 人	7 人	7 人

③自動車改造費助成事業

身体に障がいのある人が所有し運転する自動車について、改造に要する費用の一部を助成することにより、就業や地域での自立生活および社会参加を促します。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必 要 量 / 年	4 件	4 件	4 件

④自動車運転免許取得費助成事業

身体に重度の障がいのある人が、就労等社会活動への参加を目的として自動車運転免許を取得する場合に、その取得に要する費用の一部を助成します。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必 要 量 / 年	1 件	1 件	1 件

5 障害児通所支援等に関する見込量

令和8年度までの各年度における障害児通所支援等の種類ごとに、実施に関する考え方と見込量、確保のための方針を定めます。見込量については、現在の利用実績、障がいのある子どもとその保護者のサービス利用意向、地域の実情等を踏まえて設定し、社会情勢の変化等によって、必要に応じ見直しを行います。

(1) 障害児通所支援 ●

障害児通所支援には、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援等のサービスがあります。

①児童発達支援

未就学の障がいのある子どもに対して、障がい種別にかかわらず、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行います。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利 用 者 数 / 月	45 人	45 人	45 人
必 要 な 量 / 月	100 人日	100 人日	100 人日

②放課後等デイサービス

授業の終了後または学校の休日に、生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利 用 者 数 / 月	80 人	85 人	90 人
必 要 な 量 / 月	1,100 人日分	1,150 人日分	1,200 人日分

③保育所等訪問支援

保育所等に通う障がいのある子どもに対して、保育所等を訪問し、他の子どもとの集団生活への適応のために専門的な支援などを行います。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利 用 者 数 / 月	8 人	8 人	8 人
必 要 な 量 / 月	12 人日分	12 人日分	12 人日分

④居宅訪問型児童発達支援

重度の障がいがあり、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な子どもに対して、居宅を訪問して児童発達支援を提供します。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利 用 者 数 / 月	1 人	1 人	1 人
必 要 な 量 / 月	1 人日分	1 人日分	1 人日分

(2) 障害児相談支援 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●

障がいのある子どもが障害児通所支援等を利用する際に、障害児支援利用計画の作成および支給決定後の障害児支援利用計画の検証、見直し（モニタリング）を行います。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利 用 者 数	95 人	110 人	130 人

(3) 医療的ケア児等総合支援 ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

医療的ケア児童生徒の通学にかかる保護者支援事業

日常的に医療的ケアが必要な児童生徒の保護者の送迎負担の軽減を図るため、福祉有償運送登録事業所等の車両に看護師が同乗し、自宅から学校の送迎支援を行います。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利 用 者 数	6 人	6 人	4 人

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置【再掲】

保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設け、支援の充実を図ります。

また、保健、医療、福祉、その他の支援を行う関係機関との連絡調整を行うため、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置します。

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
関係機関の協議の場	有	有	有
コーディネーターの配置人数	1 人	1 人	1 人

(４) 子ども・子育て支援 ●●●●●●●●●●●●●●●●

身体障がい・知的障がいのある子どもや発達障がいなど発達に課題のある子ども、障がいの診断に至らなくとも健やかな成長のため、支援の必要な子どもがいます。この子たちが地域の中で安心して生活ができ、また乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を受けるために、一人ひとりの障がい状況に応じたきめ細かな支援、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行っていく必要があります。

このことから、障がいの有無にかかわらず、子どもたちがともに成長できるよう、認定こども園、幼稚園、放課後児童健全育成事業等において、障がいのある子どもを受入れ、地域社会への参加・共生を推進します。また、受入れにあたっては、子ども・子育て支援事業計画「子ども・子育て支援あくしょん・ぷらん2020」との調和を保ち、子育て支援施策、保健、医療、福祉、教育等の各施策との緊密な連携を図りながら、必要な体制を整備していきます。

実施目標		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
利用者数	認定こども園	67 人	69 人	72 人
	幼稚園	1 人	1 人	1 人
	放課後児童健全育成事業（学童保育所）	16 人	15 人	14 人

第6章 計画の推進

第6章

計画の推進

1 庁内関連機関の連携

本計画は、障害者基本法、障害者総合支援法および児童福祉法に基づき、障がい者施策や障害福祉サービスの提供などを総合的に推進するものとして、保健、医療、福祉、人権、教育、雇用、住宅、交通、情報、防災、文化、スポーツ、選挙など様々な分野に関わる計画として位置づけています。

そのため計画の推進においては、全庁的な連携のもとで積極的な事業展開を図ります。

2 関係機関との連携

障がいのある人が暮らしやすい社会を実現するために、地域社会を構成する市民、NPO、ボランティア団体、サービス提供事業者、企業、社会福祉協議会および行政などが協働の立場でそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の実施に取り組みます。特に、本計画の推進に向けて、障がい者自立支援協議会が地域課題の整理や解決、社会資源の改善・開発の目的を果たせるよう取り組みます。

3 人材の育成・確保

障がいのある人が安心して生活し、積極的に社会参加できるように、障がいのある人を支援する人材の養成や育成、潜在的な有資格者の活用など人材の確保に努めます。

4 財源の確保

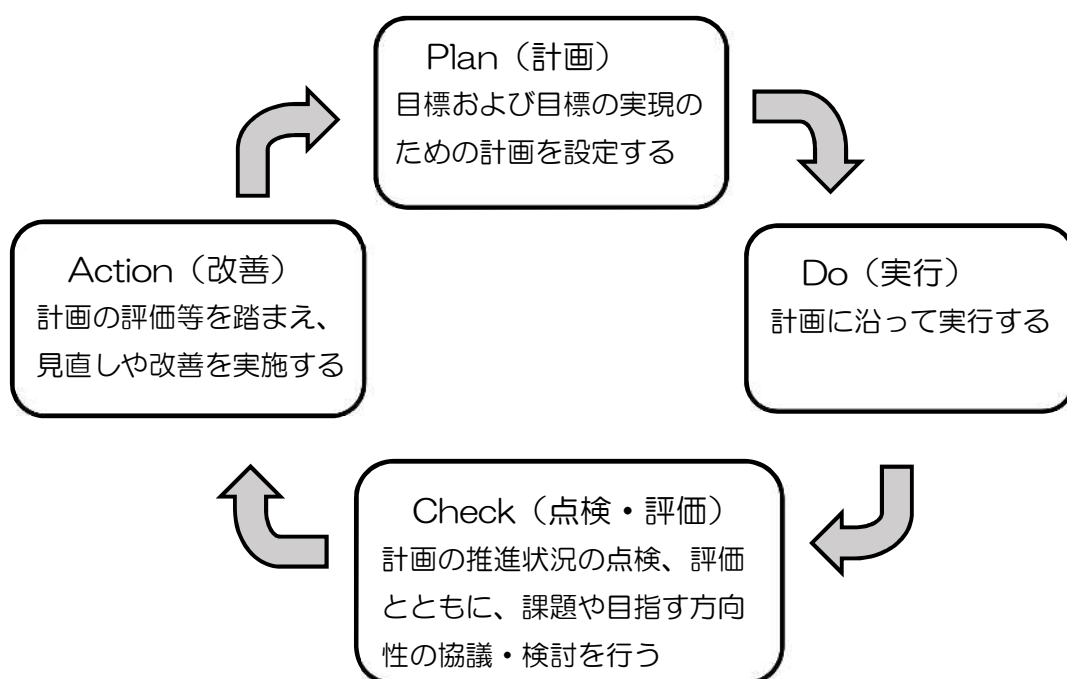
市財政は、少子高齢化の進行や人口の減少に伴い、厳しい状況が続いています。一方、障がいのある人は増加傾向にあり、福祉サービスに対するニーズも多様化しています。こうしたニーズに対応していくため、財源の確保に努めます。

5 計画の進行管理

本計画の着実かつ効果的な推進を図るため、計画を立て（Plan）、実行（Do）するとともに、その推進状況を定期的に把握し点検・評価（Check）したうえで、その後の取組みを改善する（Action）一連のPDCAサイクルの構築に努めます。

計画の推進には、障がいのある人を取り巻く社会環境等の変化と障がいのある人のニーズの的確な把握に努める必要があることから、障がい者計画等策定委員会において点検・評価を行います。

《PDCAサイクルのイメージ》



6 計画の弾力的な運用

計画期間中においても、障がいのある人のニーズの多様化、経済状況の変化、障がい者制度改革など社会状況の変化が予想されます。

これらの社会環境の変化や国の動向等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行い、効率的で弾力的な運用に努めます。

參考資料

参考資料

1 用語解説

■あ行

アクセシビリティ

近づきやすさやアクセスのしやすさのことであり、機器やシステム、情報、サービスなどが身体の状態や能力の違いによらず、様々な人から同じように利用できる状態やその度合いを指す。

移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、外出のための支援を行い、自立支援と社会参加を促進する事業。

医療型児童発達支援

肢体不自由（上肢、下肢または体幹機能障がい）があり、理学療法等の機能訓練または、医療的管理下での支援が必要と認められた障がいのある子どもに対し、児童発達支援および治療を行う。

令和4年の改正児童福祉法に合わせて、「福祉型」「医療型」の類型が一元化された。

インクルーシブ教育

障がいのある子どもを含むすべての子どもに対して、子ども一人ひとりの教育的ニーズにあった適切な教育的支援を、できるだけ「通常の学級において」行う教育。

インクルージョン

本来「包含、包み込む」ことを意味する。教育および福祉の領域においては、「障がいがあっても地域で地域の資源を利用し、社会の構成員として市民が包み込んだ共生社会を目指す」という理念としてとらえられている。

NPO

非営利組織（Non Profit Organization）のことで、ボランティア団体など営利を目的としない民間の団体。このうち法人格を持つNPO法人（特定非営利活動法人）は、保健・医療・福祉、社会教育、まちづくり、文化・芸術・スポーツ、環境保全、災害救援、国際協力等の分野において、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とする活動（特定非営利活動）を行うことを主たる目的としている。

音声コード

紙媒体に掲載された印刷情報をデジタル情報に変えるための二次元のバーコード。文字内容をコード情報に変換して印刷したものを活字文書読上装置を使って音声化する。

■か行

基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担い、障がい者の生活全般にわたる相談支援を担うための相談支援専門員の育成研修や、権利擁護、地域移行・地域定着支援等といった、より専門的な相談支援を行う機関。

CAPプログラム

CAPは Child Assault Prevention（子どもへの暴力防止）の略で、CAPプログラムとは、子どもがいじめ・虐待・体罰・誘拐・性暴力など様々な暴力から自分の心と体を守る、暴力防止のための予防教育プログラム。

共生型サービス

障害福祉サービス事業所が介護保険サービスを提供しやすくする、または、介護保険事業所が障害福祉サービスを提供しやすくすることを目的に設けられた制度。障がいのある人が65歳以上になっても、同一事業所を継続利用できるなどの効果が期待できる。

共同生活援助（グループホーム）

主に夜間において、共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービス。

強度行動障がい

自傷、他傷、こだわり、もの壊し、睡眠の乱れ、異食、多動など、本人や周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行為が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態を意味する。

居宅介護（ホームヘルプ）

障がいのある人の家庭を訪問し、入浴等の介護、家事援助等の日常生活を営むに必要なサービスを提供するサービス。

ケアマネジメント

障がいのある人の地域における生活支援をするために、本人の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間に立って、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善および開発を推進する援助方法。

計画相談支援

障がいのある人が障害福祉サービスを適切に利用できるよう、サービス等利用計画の作成を行うサービス。

ゲートキーパー

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。特別な職種ではなく、家庭や職場、学校等、誰もがゲートキーパーになることができる。

高次脳機能障がい

交通事故等による頭部外傷や脳血管障がい等により、記憶力、注意力、知能、情報処理能力などの低下が生じる高次の脳機能の障がい。

行動援護

知的障がい等により行動上著しい困難がある人が対象で、行動するときに生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動中の介護等を行うサービス。

個別避難計画

災害時に自ら避難することが難しい障がいのある人等が、どのような避難行動をとればよいのかについて、あらかじめ本人や家族と確認し作成する、一人ひとりの状況に合わせた個別の避難行動計画。

■さ行

作業療法士（OT）

身体または精神に障がいのある人に対して、主としてその応用的動作能力または社会的適応能力の回復を図るため、手芸、工作、その他の作業を通して治療、訓練、指導および援助を行う者。厚生労働大臣の免許を受け、医師の指示のもとに、作業療法を行う。

サービス等利用計画

障がいのある人の心身の状態や希望に合わせて、利用する障害福祉サービスやその他のサービスの種類や内容を定めた「サービス計画」のことをいう。

施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に対し、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等を行うサービス。平日の日中は、日中活動の事業を利用し、この日中活動と施設入所支援とが組み合わされた施設を障害者支援施設という。

児童発達支援

療育の観点から集団療育および個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な支援を行うサービス。

児童発達支援センター

障がいのある子どもに対して児童発達支援や放課後等デイサービスといった障害児通所支援事業を実施するとともに、地域の障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設への助言を行うなど、地域の中核的な役割を担う障がい児の療育支援施設として位置づけられている。

自閉症（自閉症スペクトラム障害）

先天的な発達障がいの一つで、①社会性と対人関係の障がい、②コミュニケーションや言葉の発達の遅れ、③行動や興味の偏りの3つが特徴とされている。

重症心身障がい児（者）

児童福祉法上、重度の知的障がいと重度の肢体不自由が重複している状態。

重度障害者等包括支援

常時介護を要する障がいのある人で、その介護の必要の程度が著しく高い人に対して、サービス利用計画に基づき、居宅介護等の複数のサービスを包括的に提供するサービス。

重度訪問介護

重度の肢体不自由のある人であって、常時介護を要する人を対象として、長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に提供するサービス。

就労アセスメント

働くことを希望する障がいのある人が、適切な「働く場」を選択することを支援するため、就労面や生活面に関する情報を把握することを目的として行うもので、主に就労移行支援事業所によって実施される。

就労移行支援

就労を希望する障がいのある人に、有期限で、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。

就労継続支援

通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識および能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。雇用契約を締結する雇用型（A型）と、非雇用型（B型）の2種類がある。

就労選択支援

就労先や働き方を決めるにあたり、障がいのある人の希望や能力、適性等をアセスメントし、その結果に沿って適切な選択ができるよう支援するサービス。

就労定着支援

就労支援を受けて通常の事業所に新たに雇用された人に、就労継続に必要な相談、指導等の支援を行うサービス。

障害支援区分

障がいのある人が必要とする支援の度合いを総合的に示すもので、1～6の段階で区分されている。障がいのある人の特性を踏まえた判定が行われるよう、80項目の調査を行い、審査会での総合的な判定を踏まえて市が認定する。

障害児相談支援

障がいのある子どもが障害児通所支援等を適切に利用できるよう、障害児支援利用計画の作成を行うサービス。

障がい者活躍推進計画

「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づき、厚生労働省の定める指針に則して、すべての国の機関、地方公共団体の機関が作成し公表することを義務付けられている計画で、障がいのある市職員の職業生活における活躍の推進に関する取組みをまとめたもの。

障害者更生相談所

18 歳以上の身体に障がいのある人や知的な障がいのある人の相談に応じるとともに、必要により医学的、心理学的および職能的判定を行い、市町あるいは県等の関係機関と協力して指導や援助を行う機関。

障害者週間

障害者基本法の公布日である12月3日から国連で「障害者の権利宣言」が採択された12月9日までの1週間を障害者週間という。国民の間に広く障がいのある人の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がいのある人が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としている。

障がい者自立支援協議会

市が設置し、障がい者等への支援体制の整備を図るため、関係機関、関係団体および障がい者等の福祉、医療、教育または雇用に関連する職務に従事する関係者により構成される。関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の課題解決や体制の整備について協議を行う。平成24年4月から法定化。

ジョブコーチ（職場適応援助者）

障がいのある人が就職前の実習段階や就職後に職場定着が難しくなった際に、障がいのある人の職場への適応を支援する。職場にジョブコーチが出向き、障がいのある人が職場に適応できるよう仕事への対応を支援するため、人間関係や職場での管理者や従業員に対しても助言を行い、職場や職場環境の改善を提案する。

自立訓練

障がいのある人に、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、有期限で、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで、身体障がいのある人に対する「機能訓練」と、知的障がいのある人や精神障がいのある人に対する「生活訓練」に類型化されている。

自立支援医療

障がいのある人について、心身の障がいの状態の軽減を図り、自立した日常生活または社会生活を営むために必要な医療で、育成医療、更生医療、精神通院医療がある。

自立生活援助

一人暮らしに必要な理解力、生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時対応により日常生活における課題を把握し、必要な援助を行うサービス。

身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚または平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい（心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、または直腸、小腸、免疫の機能障がい）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

ストーマ装具（排泄管理支援用具）

人口膀胱や人口肛門を造設した際、腹部に作られたストーマから排せつされる「尿」もしくは「便」を貯留するための装具のこと。

生活介護

常時介護を要する障がいのある人に、主として日中に障害者支援施設等で、入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行うサービス。

精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障がいの状態にあると認めた者に交付する手帳。精神障がいの等級は、1級から3級に区分され、手帳所持者は各種の保健・福祉のサービス等を受けることができる。

成年後見制度

知的障がいのある人、精神障がいのある人等で判断能力が不十分な人が契約等の法律行為ができるよう、家庭裁判所が判断能力の程度に応じて補助人、保佐人、後見人を選任する民法上の制度。

■た行

短期入所（ショートステイ）

障がいのある人の介護を行う家族等の病気やその他の理由により、障がいのある人が居宅において介護を受けることができず、一時的に保護が必要な場合に障がいのある人を短期間、施設で受け入れ、必要なサービスを提供するサービス。

地域アドボケーター（滋賀県地域相談支援員）

自身で相談することが難しい障がい者に寄り添い、相談内容を代弁することなどにより、障がい者の権利を擁護し、滋賀県が設置する障害者差別解消相談員につなぐ役割を担う。

地域移行支援

障害者支援施設等および精神科病院に入所・入院している障がいのある人に対して、住居の確保やその他の地域生活へ移行するための支援を行うサービス。

地域活動支援センター

障がいのある人に、通所により創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などを行う支援機関。

地域生活支援拠点等

障がいのある人の重度化、高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能を地域の実情に応じて整備し、障がいのある人の生活を地域全体で支えるサービス提供体制のこと。

地域生活支援事業

障害者自立支援法によって法定化された事業。市町村および都道府県が実施することとされており、相談支援、コミュニケーション支援等必ず実施しなければならない事業のほか、障がいのある人が有する能力や適正に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を効率的・効果的に実施する。

地域定着支援

居宅において単身で生活している障がいのある人を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行うサービス。

地域福祉権利擁護事業

認知症、知的障がい、精神障がい等のため判断能力が不十分な人が、自立した地域生活を送れるように福祉サービスの利用援助を行うことにより権利擁護を図ることを目的とした事業。社会福祉協議会が実施し、支援計画に基づき、生活や福祉に関する情報提供や助言、手続きの援助、福祉サービスの利用料の支払い、日常の金銭管理を行う。全国的には、日常生活自立支援事業という名称で実施されている。

中核機関

国の成年後見制度利用促進基本計画に基づき、権利擁護支援を必要とする人が必要な時に適切な支援につながるように、地域で支える体制を構築する「地域連携ネットワーク」の中心となる機関。専門職による助言等の支援や地域連携ネットワークのコーディネートを担う。

通級指導教室

小中学校の一般の学校に在籍する軽度の障がいのある子どもが、障がいに応じた特別な指導を受ける場。

同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難がある人に、移動に必要な情報の提供（代筆、代読を含む）移動等の外出支援を行うサービス。

特定相談支援事業所

障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントに向けてよりきめ細かな支援を行う。

特別支援学級

知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、情緒障がいなどの障がいのある児童・生徒のために、小中学校に設置された学級。

特別支援教育

従来の特殊教育の対象の障がいだけでなく、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（ADHD）、自閉スペクトラム症も含めて障がいのある児童・生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行うもの。

■な行

難病

「難病対策要綱」（昭和 47 年 厚生省）により、①原因不明、治療方針未確立、後遺症を残すおそれの少ない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病とされている。

難病相談・支援センター

難病患者やその家族の相談支援、地域交流活動の促進および就労支援などの様々な相談に対応し、療養上、日常生活上の悩みや不安等の解消を図ることを目的とする施設。

日常生活用具給付

在宅の障がいのある人に対し、スローマ装具、拡大読書器などの日常生活用具を給付し、日常生活の便宜を図り、福祉を増進することを目的とする。

日中一時支援事業

障がいのある人の日中における活動の場を確保し、障がいのある人等の家族の就労の支援および日常介護の一時的な負担軽減、日常生活訓練等を行う事業。

■は行

働き・暮らし応援センター（障害者就業・生活支援センター）

就業に向けた支援を行う「雇用支援ワーカー」、日常生活支援を行う「生活支援ワーカー」、就職先を開拓する「職場開拓員」、就労後のフォローや実習支援を行う「就労サポーター」を配置し、生活から就労に至る一体的・総合的な支援を行う機関。

発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するもの。

バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリア）となるものを除去するという意味。建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味と、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味がある。

副次的な学籍（副籍）制度

障がいのある児童が、居住地の小学校と特別支援学校の双方に学籍を置き、小学校における「共に学び育つ機会」と特別支援学校における「専門的な教育を受ける機会」の両方を実現するための仕組み。

福祉ホーム

住居を必要とする障がいのある人に、低額な料金で居室その他の設備を提供するとともに、日常生活上の援助を行う事業。

福祉有償運送

NPO法人や社会福祉法人などが、障がいのある人や高齢者など、一人で公共交通機関を利用することが困難な人を対象に行う有償移送サービス。

ヘルプマーク

外見からわかりにくい障がいのある人などが、援助や配慮を必要としていることを示すマーク。

保育所等訪問支援

保育所などを訪問し、障がいのある子どもに対して、集団生活への適応のための専門的な支援を行うサービス。

放課後等デイサービス

学校の授業終了後や学校の休業日に、施設に通い生活能力の向上のための必要な訓練や、社会との交流の促進などの支援を行うサービス。

訪問入浴

入浴が困難な身体障がいのある人の居宅に簡易浴槽を持ち込み、車両から給湯して入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持と心身機能の維持を図る。

歩歩ファイル

一人ひとりのライフステージに応じて継続した支援や自立に役立てるためのもの。本人の情報を記録し、ファイルを活用することで関係者（保健、教育、就労、福祉、医療）の本人理解が深まり、よりよい支援につなげる。

ボランティア・福祉学習センター

地域福祉の推進を目的として、ボランティア活動を求めるニーズの把握、ボランティア活動に必要な社会資源の確保開発、ボランティア活動の拡大普及の三大機能の有機的結合を図りながら、ボランティア活動を活性化するための推進機構。社会福祉協議会に設置されている。

■ま行

民生委員・児童委員

民生委員は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者であり、児童委員を兼ねる。児童委員は、地域の子どもを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配事などの相談・支援等を行う。

■や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。

ユニバーサルデザイン

年齢、性別、障がいの有無などにかかわらず、すべての人にとって使いやすい形状や機能が配慮された造形、設置。

■ら行

理学療法士（P T）

身体の障がいのある人に対して、基本的動作能力の回復を図るため、治療のための運動や電気による刺激、マッサージ等の手段により、治療、訓練を行う者。厚生労働大臣の免許を受け、医師の指示のもとに理学療法を行う。

リハビリテーション

身体的、精神的、社会的に最も適した機能水準の達成を可能とすることによって、各個人が自らの人生を変革していくための手段を提供することを目指し、かつ時間を限定したプロセス。

運動機能の回復訓練の分野に限られたものではなく、日常生活や社会生活に必要な、身体の機能や役割を回復するとともに、障がいのある人の生涯にわたるすべての段階において全人間的復権に寄与し、障がいのある人の自立と社会参加を目指すもの。

療育

医療・治療の「療」と、養育・保育・教育療育の「育」を合体させた造語。

障がいのある子どもの発達を促し、日常生活や社会生活を円滑に過ごせるように、障がいの程度や特性に合わせて支援すること。

療育手帳

児童相談所または障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して交付される手帳。療育手帳を所持することにより、知的障がいのある人および障がい児は一貫した指導・相談を受けるとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的としている。

療養介護

医療を要する障がいのある人であって常時介護を要する人に対し、主として昼間において病院等で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護および日常生活の世話をを行うサービス。

レスパイト（入院）

医療設備の整った病院が、在宅介護をする介護者の休息をはじめ、疾病やけが、出産、旅行、冠婚葬祭などの事情に応じて、医療保険で短期入院を受け入れる制度のこと。レスパイトとは、一時的中断、休息、息抜きを意味する。

2 策定経緯

年 月 日	内 容
令和 5 年 7 月 18 日～8 月 10 日	サービス提供事業所等への調査・ヒアリング
7 月 20 日～8 月 10 日	市政モニターアンケート調査
7 月 27 日～8 月 21 日	障がいのある人の生活と福祉に関するアンケート調査
8 月 24 日	第 1 回障がい者計画等策定委員会
9 月 28 日	第 1 回障がい者計画等プロジェクト会議
11 月 2 日	第 2 回障がい者計画等策定委員会
12 月 1 日	第 2 回障がい者計画等プロジェクト会議
12 月 19 日	第 3 回障がい者計画等策定委員会
令和 6 年 1 月 24 日	議会全員協議会 計画案説明
1 月 26 日～2 月 26 日	パブリックコメント

3 策定委員会規則

高島市障がい者計画等策定委員会規則

平成 26 年 4 月 1 日

規則第 32 号

改正 令和 2 年 6 月 30 日規則第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高島市附属機関設置条例（平成 26 年高島市条例第 4 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、高島市障がい者計画および障がい福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項について定めるものとする。

(担任事務の細目)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項に規定する担任する事務の細目については、次に掲げるものとする。

- (1) 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）の規定による障がい者のための施策に関する基本的な計画（以下「障がい者計画」という。）および障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）の規定による障害福祉サービスの提供体制の確保等に関する計画（以下「障がい福祉計画」という。）および児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定による障害児通所支援等に関する計画（以下「障がい児福祉計画」という。）の策定に係る企画立案に関すること。
- (2) 障がい者計画、障がい福祉計画および障がい児福祉計画の事業推進に関すること。
- (3) その他策定委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

(委員)

第 3 条 策定委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
 - (2) 保健、医療および福祉の関係者
 - (3) 障がい福祉団体の関係者
 - (4) 雇用および就労の関係者
 - (5) 特別支援教育の関係者
 - (6) 関係行政機関の職員
 - (7) その他市長が必要と認める者
- 2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長等)

第4条 策定委員会に、委員長および副委員長各1人置く。

2 委員長および副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第5条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長および副委員長が選出されていないときは、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見または説明を求めることができる。

(庶務)

第6条 策定委員会の庶務は、健康福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が策定委員会に諮って定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

附則(令和2年6月30日規則第33号)

この規則は、公布の日から施行する。

4 委員名簿

高島市障がい者計画等策定委員会委員名簿

(敬称略)

区 分	所 属	氏 名	備 考
学 識 経験者	社会福祉法人たかしま会	谷 本 修 一	委員長
医 療	高島市医師会	岸 本 景 子	
保 健	滋賀県高島健康福祉事務所	森 本 義 広	
地域福祉	高島市民生委員児童委員 協議会連合会	上 原 里 子	
	社会福祉法人高島市社会福祉協 議会	松 本 道 也	
障がい者 団 体	高島市身体障害者更生会	井 上 毅	
	高島市手をつなぐ育成会	高 木 照 代	
	特定非営利活動法人近江湖西会	貴 瀬 朗	
社会福祉 法 人	社会福祉法人ゆたか会	吉 田 和 浩	
	社会福祉法人たかしま会	杉 原 清 美	
	社会福祉法人虹の会	川 島 和 久	副委員長
	社会福祉法人すぎやまの家	水 艸 亜 紀	
教 育	滋賀県立新旭養護学校	安 田 匡 毅	
職業相談 雇用促進	大津公共職業安定所高島出張所	藤 戸 優 衣	

任期：令和5年8月1日から令和8年3月31日まで

高島市障がい者計画等策定プロジェクト会議構成員名簿

(敬称略)

区 分	所 属	氏 名	備 考
保 健	健康福祉部 健康推進課	俣 野 裕 美	
福 祉	健康福祉部 社会福祉課	西 川 孝 史	
子育て	子ども未来部 子ども家庭相談課	水 浦 久 美	
療 育	子ども未来部 児童発達支援センター	西 上 勲	
教 育	教育委員会事務局 学校教育課	石 田 多 可 子	
事務局	高島市障がい者相談支援センター コンパス	杉 島 隆	
	健康福祉部 障がい福祉課		

たかしま障がい者プラン
障がい者計画（第３次）
障がい福祉計画（第７期）
障がい児福祉計画（第３期）
令和６年３月

発 行 高 島 市
編 集 高 島 市 健康福祉部 障がい福祉課
〒520-1592 高島市新旭町北畑５６５番地
電話 0740（25）8516
ファックス 0740（25）8054
電子メール
shougai@city.takashima.lg.jp
ホームページ
<http://www.city.takashima.lg.jp/>
